

名古屋市中央卸売市場北部市場 整備基本計画



平成28年3月
名古屋市

北部市場整備基本計画の策定にあたり

このたび、名古屋市では、平成 26 年度に策定した北部市場整備基本構想をさらに具体化し実現させるため、施設整備内容を取りまとめた「名古屋市中心卸売市場北部市場整備基本計画」を策定しました。

名古屋市中心卸売市場北部市場は、本市が開設した枇杷島市場を昭和 58 年に現在地の豊山町に移転開設した卸売市場です。

その枇杷島市場のルーツは、江戸の神田、大坂の天満とともに、日本最古の三大市場として栄えた「下小田井の市」と言われています。

そのはじめは諸説あり、その一つに名古屋城築城とともに城下町が発展することを見据えて、慶長 16 年（1611 年）にこの地を農作物の取引の拠点とするため、徳川家康から「青物市場開設のご下命」があり、慶長 19 年（1614 年）に青物市場が開設されたという言い伝えがあります。

江戸時代初期（1610 年代）から 400 年もの間、いくつかの変遷を経て、生鮮食料品流通の要として名古屋市民の食を支えてきたのが北部市場です。

開設当時は、円滑な物流を確保する最新の市場として整備されましたが、近年は生活様式の変化による消費者の加工食品等への支出の拡大や、生鮮食料品の流通形態の多様化等を受け、今後も「名古屋市民の台所」として安全・安心な生鮮食料品等を安定的に継続して供給できるよう、環境変化に対応した整備が強く求められています。

本計画では、TPP（環太平洋パートナーシップ）協定の発効を見据えた産地の大型化や、今後も多様化が進む消費者ニーズに対応すべく、場内物流の円滑化、市場機能の高度化に向けた施設の整備を行ってまいります。

現在、名古屋市では、平成 32 年の「東京オリンピック」の開催や平成 39 年に予定されている「リニア中央新幹線」の開業を控えて、「なごやめし」に代表される名古屋の食文化をはじめとする名古屋の魅力と集客力を高めていくために、様々な取り組みを進めているところです。

今後、北部市場が食における東京一極集中を打破し、名古屋に住み集う人々の安全・安心な食を支える「産地・消費者に選ばれる中部圏の流通拠点」となるよう、市場関係者の皆様とともに本計画の実現に向けて全力で取り組んでまいります。

本計画の策定にあたりご尽力を賜りましたすべての皆様に対しまして、心より深く感謝を申し上げます。

平成 28 年 3 月

名古屋市長 河村 たかし



名古屋市中央卸売市場北部市場整備基本計画 目次

名古屋市中央卸売市場北部市場整備基本計画の全体像	1
序 章	2
1 整備基本計画の策定の趣旨	2
2 計画期間	2
1 北部市場の現況と課題	3
1-1 北部市場の機能と役割	3
(1) 卸売市場の公共性・社会的役割・機能	3
(2) 北部市場の特性	5
(3) 卸売市場を取り巻く外部環境の変化及び北部市場の現況	6
(4) 北部市場の取扱数量減少の特徴的な要因	9
(5) 北部市場の課題	11
1-2 整備にあたっての施設上の課題	13
(1) 北部市場の施設概要	13
(2) 整備にあたっての課題の整理	14
2 整備に向けた方針と目標	15
2-1 整備に向けた方針	15
(1) 農林水産省「卸売市場整備基本方針」	15
(2) 北部市場整備基本方針	16
2-2 整備に向けた目標設定	17
(1) 取扱数量と取扱金額の目標	17
(2) 場内物流量と施設整備規模	18
(3) 健全な市場会計の運営に留意した施設整備	21
2-3 整備に向けた調査	22
(1) 既存施設の活用に向けた調査	22
(2) 施設利用上の課題整理に向けた調査	25
3 整備の方向性	27
3-1 施設整備の区分	27
(1) 整備に向けて手続を進める施設	27
(2) 整備に向けた調整を進める施設	28
3-2 整備に向けて手続を進める施設の整備内容	29
3-3 施設整備とともに取り組む内容（ソフト事業）	41

(1) 施設整備を活かす取り組みと施設整備のために必要な取り組み内容	41
(2) 現在取り組みを進めている内容	41
(3) 今後取り組む必要がある内容	42
4 施設整備計画の概要	43
4-1 全体配置計画.....	43
4-2 概算施設整備費用及び整備スケジュール等.....	44
(1) 概算施設整備費用.....	44
(2) 整備スケジュール.....	44
(3) 整備基本計画の推進体制	45
4-3 鳥瞰パース図.....	45
(参考資料) 各種会議の構成員名簿及び検討の経過.....	46
(1) 各種会議構成員名簿	46
(2) 検討の経過	47

名古屋市中央卸売市場北部市場整備基本計画の全体像

国の第10次卸売市場整備基本方針

基本的な考え方

- 1 卸売市場における経営戦略の確立
- 2 立地・機能に応じた市場間における役割分担と連携強化
- 3 産地との連携強化と消費者、実需者等の多様化するニーズへの的確な対応
- 4 卸売市場の活性化に向けた国産農林水産物の流通・販売に関する新たな取組の推進
- 5 公正かつ効率的な売買取引の確保
- 6 卸売業者及び仲卸業者の経営体質の強化
- 7 卸売市場に対する社会的要請への適切な対応

北部市場整備基本方針

将来ビジョン(めざす姿)
**食の安全・安心を支え、
 産地・消費者に選ばれる中部圏の流通拠点**

基本方針

- 1 食の安全・安心の確保
- 2 市場内物流の最適化による物流機能の強化
- 3 環境変化に対応した市場機能の高度化
- 4 卸売市場の役割の発信・魅力のアピール
- 5 環境と災害対策の強化

整合

北部市場の整備に向けた目標設定(平成42年度目標)
 (青果部35万t・854億円 水産物部2.6万t・220億円)

整備に向けた調査
 ○既存施設の活用
 ○施設利用上の課題整理

整備の方向性(施設整備・取組事項(ソフト))

施設整備

予算要求
などの手続

(1)整備に向けて手続を進める施設

- ・青果棟1階北側に屋根付き配送施設を増設等
- ・業務車両と通勤車両の動線分離に向けた新たなルート設定などのハード整備
- ・水産棟1階北側の平面駐車場を有蓋化
- ・市場全体の衛生的なトイレへの改修
- ・青果低温加工施設新設
- ・夜間照明の改良等安全確保のための施設整備
- ・省エネルギー設備の導入
- ・場内運搬車両の電動化など低公害車の導入
- ・非常用電源等必要機能の確保
- ・災害用器材等の備蓄用倉庫の新設

(2)整備に向けた調整を進める施設

- ・青果仲卸売場低温化
- ・青果棟と駐車棟間の通路有蓋化
- ・水産仲卸売場低温化
- ・塩干低温卸売場高機能化
- ・水産棟南西面積込所増設
- ・水産低温配送施設新設

建ぺい率制限・
整備内容などの調整

取組事項 (ソフト事業)

具体化に向け
検討・実施

(1)施設整備を活かす取り組みと
施設整備のために必要な取り組み内容

- ・時間コストの「見える化」によるコスト低減
- ・荷降しや積込み場所などのルール化
- ・県内や近隣他県の卸売市場との連携強化
- ・代替駐車場確保に必要な再配置検討・実施
- ・駐車場の利用方法の再検討
- ・HACCP導入準備のための体制整備

(2)現在取り組みを進めている内容

- ・入荷から出荷までの衛生管理
- ・最適な温度での商品管理
- ・食育に関する情報発信や事業の実施
- ・喫煙マナー厳守に向けた意識啓発

(3)今後取り組む必要がある内容

- ・市場全体の機能の充実・再配置の協議・検討
- ・輸出に対応するための機能の検討
- ・消費者への情報発信機能の強化
- ・産地や小売業者等との連携による商品開発・企画提案等の強化
- ・近隣産地等と連携した生産・集荷支援
- ・働きやすい職場環境づくり
- ・災害時における流通拠点としての機能維持

序 章

1 整備基本計画の策定の趣旨

- 名古屋市中央卸売市場北部市場（以下「北部市場」といいます。）は、昭和 30 年に開設された枇杷島市場が取扱数量の増大やモータリゼーション等、流通の変化に伴う施設の狭あい化等の諸課題に対応するため、昭和 58 年現在地の豊山町に北部市場として移転整備されました。
以後、今日に至るまで、名古屋市及び中部圏における生鮮食料品の供給拠点として機能し続けています。
- しかし、移転後 30 年余りを経過し、施設の老朽化、卸売市場を取り巻く環境の変化、今後進展が予想される少子高齢化等により、現在の北部市場は川上（産地）・川下（小売等）の期待に必ずしも応えきれなくなってきています。
さらに、他市場では再整備が進み、大都市の卸売市場間の競争が厳しくなることが予想される中で、今後も北部市場が中央卸売市場として求められる機能を発揮し続けていくためには、これらの環境の変化にハード・ソフト両面において対応することが必要となっています。
- このため、平成 26 年度には整備基本構想を策定し、北部市場のめざす姿として将来ビジョンを定め、その実現に向けた方向性として 5 つの基本方針を掲げました。また、緊急性、市場内外からのニーズ、整備の実施に係る市場内調整など諸条件を踏まえ、整備する施設を「重点的かつ早急に整備を進める施設」、「重点的に整備を進める施設」、「今後重点的に検討を進める施設」に区分し、市場機能を向上するための具体的な整備内容について検討を進めてきました。
- 北部市場が「産地・消費者に選ばれる中部圏の流通拠点」として機能できるよう、整備基本構想をさらに具体化した施設整備の内容を、「名古屋市中央卸売市場北部市場整備基本計画」（以下「整備基本計画」といいます。）として取りまとめました。

2 計画期間

整備基本計画の期間は、予算の平準化、工事に伴う市場内業務への影響の最小化などを総合的に判断し、平成 28 年度から平成 42 年度までの 15 年間とします。

しかし、今後の法令改正、国の整備基本方針などを的確に反映する必要があることから、必要に応じてこの計画の見直しを行います。

1 北部市場の現況と課題

1-1 北部市場の機能と役割

(1) 卸売市場の公共性・社会的役割・機能

ア 卸売市場の公共性

卸売市場は以下の3つの観点から生鮮食料品等の流通拠点として高い公共性を有し、国民の食生活の安定に大きく寄与しています。

① 必要とするすべての人に開かれた取引システム

卸売市場は、生鮮食料品という日常生活の必需品を取扱い、川上である産地と川下である小売双方が、自らの必要に応じて誰でもいつでも利用できるオープンなシステムです。

② 出荷側・仕入側双方が納得しうる価格の実現

卸売市場が生鮮食料品という全国民の生活に密着した商品で、かつ価値判断が極めて難しい商品を対象に、市民が納得する価格を形成し、それを情報として市民に提供する場となっています。

③ 自然災害等による非常時のライフ・ライン

卸売市場は、平時の生鮮食料品取引の場としてだけでなく、地震等の災害時の避難場所や緊急時の救援拠点としても活用が可能な場所です。

参考文献：「市場流通 2025 年ビジョン（藤島 廣二 編集・執筆）」

イ 卸売市場の社会的役割・機能

高い公共性を持つ卸売市場は基幹的な社会インフラとしての役割を發揮し、スケールメリットを活かした食料流通システムを通じて、国民の豊かな生活を支えています。

① 流通コストの縮減による価格の低下

卸売市場は、生産者と小売業者の間に介在することで、全体の取引回数を減らし（取引総数極小化の原理）、その結果として生産者と小売業者が直接取引するよりも交渉費用や事務経費が縮小します。また、輸送単位を大型化し、輸送回数を減らすことによって輸送費の低減も実現しています。

このことにより、卸売市場を通すことによって流通コストが縮減されるため価格を安く抑えることが実現できます。

② 多種多様な品揃え

卸売市場は、多種多様な種類の生鮮食料品が集まってくるため、消費者の選択幅の拡大に寄与しています。

③ 需給調整の中心的な担い手としての機能

卸売市場は、日々の需要・供給量の変化を調整するための中心的担い手としての機能を果たしています。自らが中心となって需給量の調整を行い、出荷量が多い供給過剰の時には、出荷量の減少の要請をするなど供給量を調整することもあります。

④ 商品価値に応じた価格形成

仲卸業者は長年の経験により商品価値の情報を持っており、それぞれ価値に応じた価格形成を行っています。

⑤ 自由競争の確保による価格適正化

産地段階、卸売段階、小売段階のいずれにおいても自由で活発な競争が行われているため、価格の適正化に作用しています。

⑥ 迅速確実な代金決済システム

卸売市場の取引においては、迅速な代金決済により、生産者が代金回収リスクを懸念することなく安心して出荷できるシステムが構築されています。

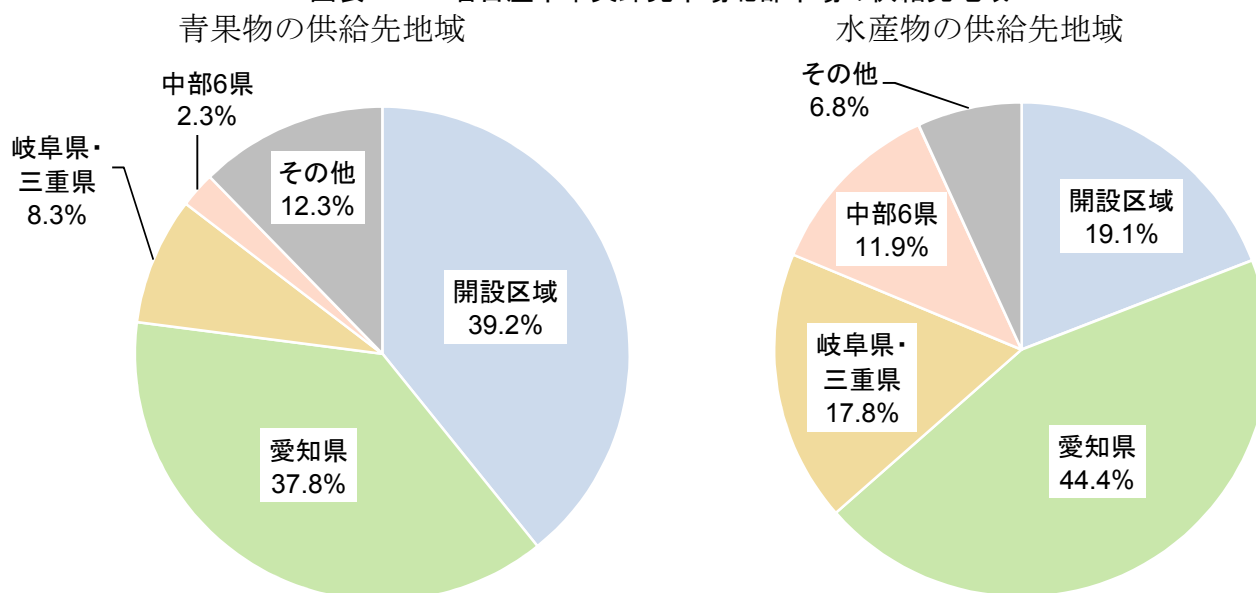
参考文献：「市場流通 2025 年ビジョン（藤島 廣二 編集・執筆）」

(2) 北部市場の特性

ア 立地の特性を活かした役割

北部市場は高速道路及び主要国道等への道路アクセスに優れ、関東・関西・北陸など各方面との往来がしやすい環境に立地しています。その特性を背景に、平成27年度に実施した流通量推計調査では、開設区域以外への供給率が青果物は6割を、水産物では8割を超え、中部圏における広域的な食料流通の拠点としての役割を担っています。

図表1-1 名古屋市中央卸売市場北部市場の供給先地域



注 開設区域とは名古屋市・豊山町、中部6県とは、静岡県・長野県・滋賀県・福井県・石川県・富山県を指します。

(出典：名古屋市「平成27年度名古屋市中央卸売市場流通量推計調査報告書(第5回)」)

イ 効率的な施設配置・構造

卸売市場としての集荷・分荷の業務(卸売業者～仲卸業者～小売業者)が迅速かつ円滑にできるように、施設は青果棟、水産棟、駐車棟など部門別に区画され、効率的に配置されています。

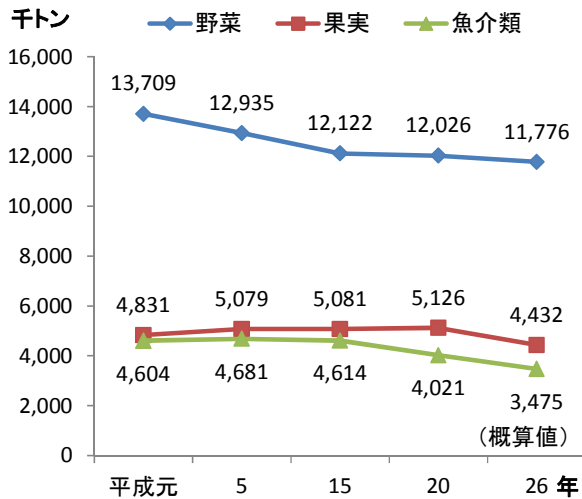
また、20t未満の大型トラックが、2階の卸売場で搬入・搬出できる効率的な施設構造となっています。

(3) 卸売市場を取り巻く外部環境の変化及び北部市場の現況

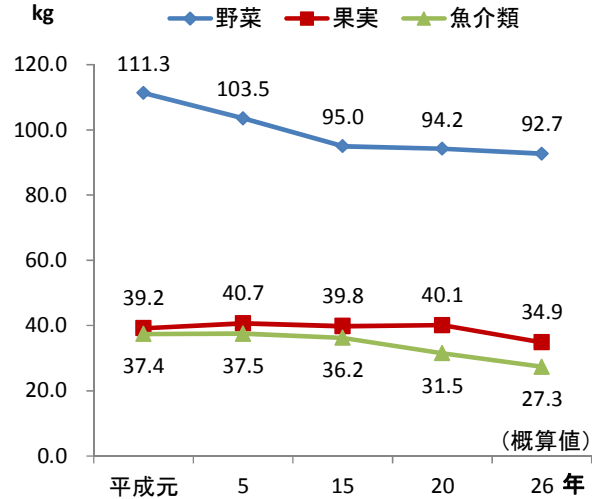
ア 少子高齢化等による食料消費量の減少

今後、総人口が減少に向かう中で、食料消費量はさらに減少することが予想されます。また、今後進展が予想される少子高齢化などに伴い、国民1人当たりの食料消費量も減少傾向が続くと推測されています。

図表1-2 国民の食料消費量の推移



図表1-3 国民1人1年当たりの食料消費量の推移



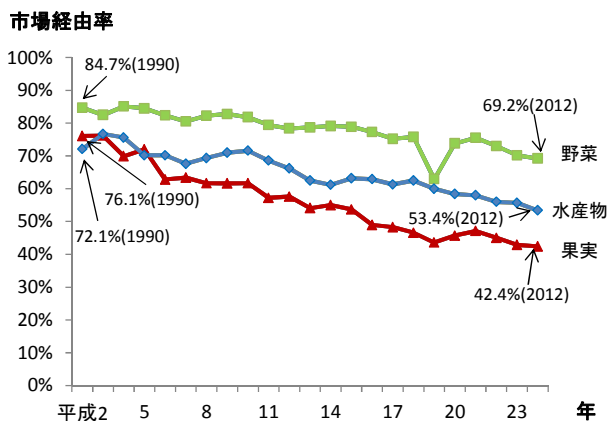
(出典：農林水産省「平成26年度 食料需給表」)

イ 市場外流通の増加

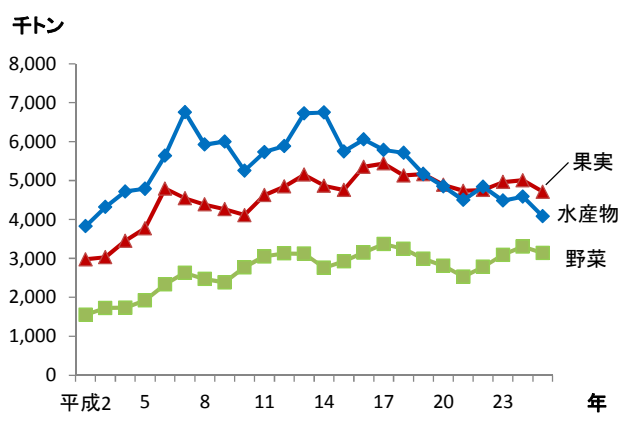
市場外流通が増えている要因として、第一に青果物、水産物、ともに生鮮食品及び加工品の輸入量が増加していることが挙げられます。これらの輸入食品は主に商社が取扱っており、実需者のもとに直接輸送されているためです。

また、産地の大型化や小売形態の変化、消費者の中食・外食ニーズが高まる中で、従来の市場が担う生鮮食料品の集荷・分荷機能だけでは、社会ニーズを満たせなくなっています。

図表1-4 市場経由率の推移



図表1-5 青果・水産物の輸入量の推移

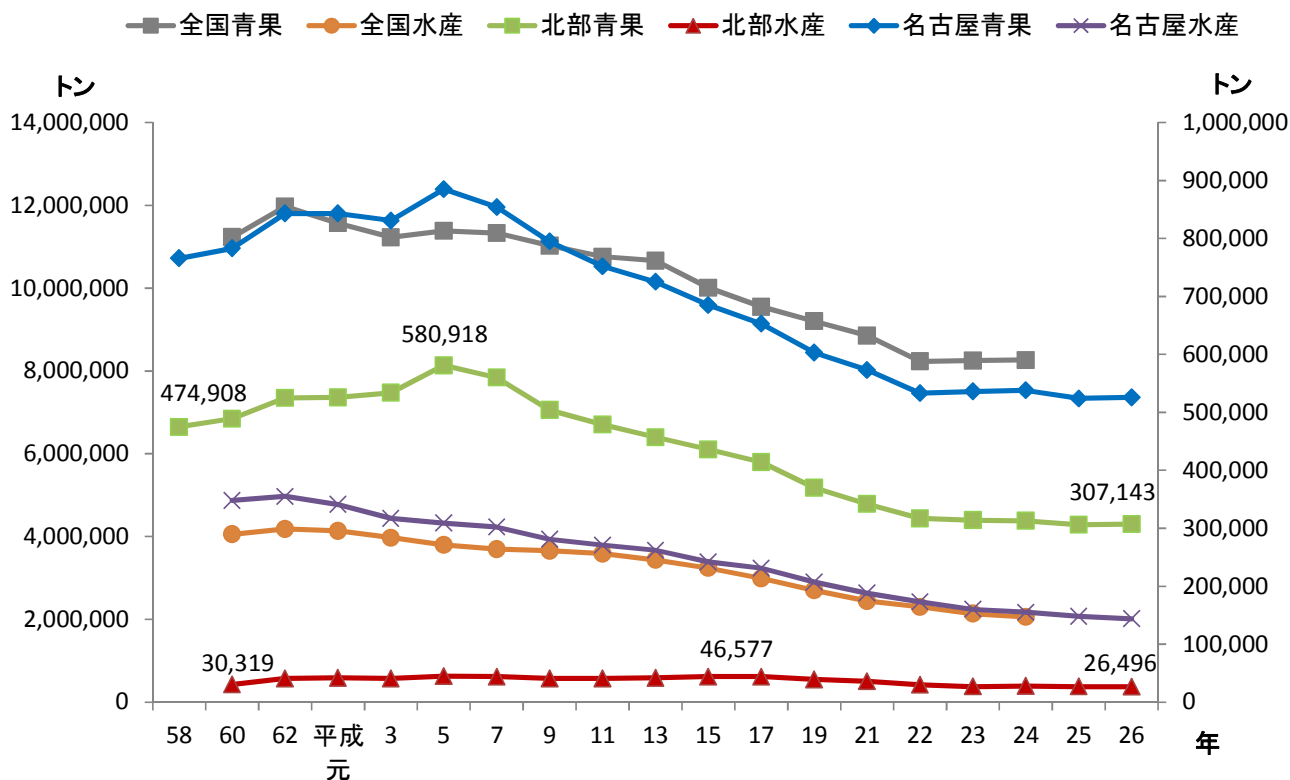


(出典：農林水産省「平成26年度 卸売市場データ集」・「平成25年度 食料需給表」)

ウ 取扱数量の推移（全国と北部市場の比較）

北部市場青果部の取扱数量は、全国的な傾向と同様に平成5年度をピークに減少し続けてきましたが、近年は下げ止まりの状況にあり、平成26年度はピーク時の約53%の取扱数量となっています。一方、水産物部も、全国同様に減少傾向にあります。水産物部の取扱数量のピークは平成16年度で、平成26年度はピーク時の約57%の取扱数量となっています。

図表1-6 取扱数量の推移(全国は左目盛、北部・名古屋は右目盛)



注 「名古屋」は北部市場と本場の取扱数量の合計を示します。

(出典：農林水産省「卸売市場データ集」、名古屋市「平成27年度市場概要」)

エ 全国中央卸売市場の取扱数量の変化

全国の主要な市場の取扱数量と比較すると、平成 26 年度では、北部市場は青果部で第 4 位ではあるものの、平成 16 年度実績の約 73%と他市場と比べると大きく減少しています。一方、水産物部の取扱数量は第 18 位であり、平成 16 年度実績の約 57%となっており、他市場と同様に減少しています。

図表 1-7 取扱数量別卸売市場ごとの順位

【青果部】

(単位：トン)

	市場名	26 年度	16 年度	増減率 (26/16)
1	東京都大田市場	967,453	859,481	112.6%
2	大阪市本場	479,751	466,311	102.9%
3	横浜市本場	359,915	372,010	96.7%
4	名古屋市北部市場	307,230	421,354	72.9%
5	札幌市	305,056	309,006	98.7%

【水産物部】

(単位：トン)

	市場名	26 年度	16 年度	増減率 (26/16)
1	東京都築地市場	450,150	589,639	76.3%
2	大阪市本場	117,947	194,374	60.7%
3	名古屋市本場	117,762	190,831	61.7%
4	札幌市	97,088	152,400	63.7%
5	仙台市本場	87,665	131,101	66.9%
18	名古屋市北部市場	26,496	46,577	56.9%

(4) 北部市場の取扱数量減少の特徴的な要因

全国の卸売市場の取扱数量は、食料消費量の減少や市場外流通の増加などに伴い減少傾向にあります。各都市の卸売市場では、再整備の実施や整備計画の策定による対応を進めており、北部市場でも何らかの対策を講じなければ、取扱数量がさらに減少することが危惧されます。

北部市場の取扱数量は、10年前と比較して青果部・水産部ともに減少しています。特に青果部は、他の同規模の市場と比較して大きく減少しており、これはいくつかの要因が重なっていることが考えられます。

このような状況から、市場内事業者のヒアリングを基に、北部市場の取扱数量減少の特徴的な要因を以下のとおり整理しました。

【青果部】

区 分	内 容
北部市場から中部圏への供給量の減少	<ul style="list-style-type: none">・魅力ある特徴的な品種のラインナップが不足していることなどにより、従来供給先であった北陸に、関東、関西からの荷が流入し、相対的に供給量が減少・北信越は地方市場の台頭により同地域への転送が減少
場外施設の充実に伴う北部市場の集荷力への影響	<ul style="list-style-type: none">・市場内事業者が場外で施設を充実したため、北部市場の配送施設・温度管理設備の利用価値の低下と、法令改正等に伴う市場取引の弾力化による集荷力への影響
環境変化の対応の遅れ	<ul style="list-style-type: none">・卸売市場を取り巻く環境変化に対応した中部圏の物流拠点に相応しい機能の不足（適切な温度帯の保管機能、配送機能、加工機能等）
特徴的な産地・産物等の集荷力の減少	<ul style="list-style-type: none">・ブランド価値のある特徴的な製品の不足・主要な集荷先であった尾張地区の産地が都市化に伴い農地が減少し、同地区からの集荷量が大きく減少

【水産物部】

区 分	内 容
<p>直接買付などの増加に伴う市場外流通の拡大</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 海外における和食・魚食文化が評価の高まりに伴い、海外市場での水産物供給量増加による日本への供給量の減少 ・ 大型量販店等の商社・漁港からの直接買付などの増加による市場外流通の拡大に伴う減少
<p>きめ細かいニーズに対応する品揃えの不足</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 小売業者のきめ細かいニーズに対応できる品揃えの不足 ・ 買付による集荷の割合が大きくなっている傾向が見られ、東京など大消費地を背景に知名度の高い卸売市場へ多品種の商品が流れるため、他の知名度の低い卸売市場では品揃えが困難
<p>施設面での産地、小売業者、消費者のニーズへの対応の遅れ</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 産地や小売業者等が求めるコールドチェーンの確立等、施設面での取り組みが不足 ・ 衛生面・作業効率を考慮した全天候型の積込み場所の不足

(5) 北部市場の課題

少子高齢化等による食料消費量の減少などの外部環境の変化、北部市場に対する市場内外からの要望及び北部市場の取扱数量減少の特徴的な要因等を踏まえると、北部市場が今後取り組むべき課題は以下のように整理されます。

ア 信頼される品質の確保への対応

川上・川下ともに温度管理について施設の改善要望が多く、信頼される品質管理・鮮度維持の確保、コールドチェーンの確立が不可欠となっています。また、流通履歴などの情報を正確かつ詳細に管理することが必要です。

イ 物流機能の強化への対応

中部圏への供給量拡大を視野に入れ、産地の大型化に伴う大ロットでの出荷の増加を踏まえ、大型車両に対応し天候の影響を受けずに荷降しができるスペースの確保が必要となっています。また、効率的な積込み作業等が可能な物流動線への改善のほか、業務車両動線と通勤車両動線の錯綜による混雑の回避等、物流機能全般に渡って強化が求められています。

図表1-8 平成26年度 物流実態調査の結果による課題

項目	主な発生場所
天候の影響を受ける積込み	・ 青果棟北側の駐車場 ・ 水産棟北側の駐車場
卸売場の荷の滞留発生による荷降しスペースの狭あい化	・ 青果棟1F卸売場 ・ 青果棟2F高機能卸売場付近の通路
動線や見通しの悪さによる車両通行上の危険	・ 正門付近 ・ 青果棟南西部の交差路
視界不良による車両とフォークリフトの接触のおそれ	・ 青果棟2F高機能卸売場付近の通路
荷降し場所に制約がある中での混雑発生による作業効率の低下	・ 青果棟東側の通路
荷降し後の再移動による作業効率の低下	・ 青果棟1Fで荷降しした荷を2Fへ軽四で移動
待機車両が多いことによる車両通行上の支障	・ 水産棟西側の斜路

ウ 中間流通拠点としての付加価値の拡充への対応

消費者の食料消費構造の変化や小売業者等における業務効率化の動きを踏まえ、北部市場が集荷力を維持・向上させ、さらに商品や小売形態の変化・多様化に応じた機能強化を図るため、温度管理された加工処理機能を整備・強化するなど付加価値の高い新たな機能を備えることが必要となっています。

エ 情報収集・活用及び企画提案機能の強化

川上・川下双方の期待に応えるため、卸売市場として産地と消費者を結びつける役割を担うことが求められています。また、卸売市場は、日々の取引を通じて産地の情報、消費者ニーズを収集できる立場にあることから、産地へは小売業者等を通じて捉えた消費者ニーズを活かした企画提案を行い、小売業者等へは産地の商品情報などの情報発信の機能の強化が求められています。

さらに、卸売市場の機能を活かした輸出や6次産業化への参画の推進等、国の動きも視野に入れながら、従来以上に産地の育成支援を行っていくことが課題となっています。また、働く場としての魅力を向上させるため、就業環境を整備していくことも不可欠です。

オ 地球環境問題及び大規模災害への対応

社会的要請に的確に対応するため、温室効果ガスの削減など環境に配慮した取り組みを進めるとともに、大規模災害時など非常時でも食料品の供給者として機能を維持・発揮することが必要です。

1-2 整備にあたっての施設上の課題

(1) 北部市場の施設概要

北部市場は、敷地面積約 12 万 7 千平方メートルの中に、取引業務が迅速かつ円滑に、また、施設運営が合理的にできるように、施設が効率的に配置されています。

図表1-9 北部市場の施設概要

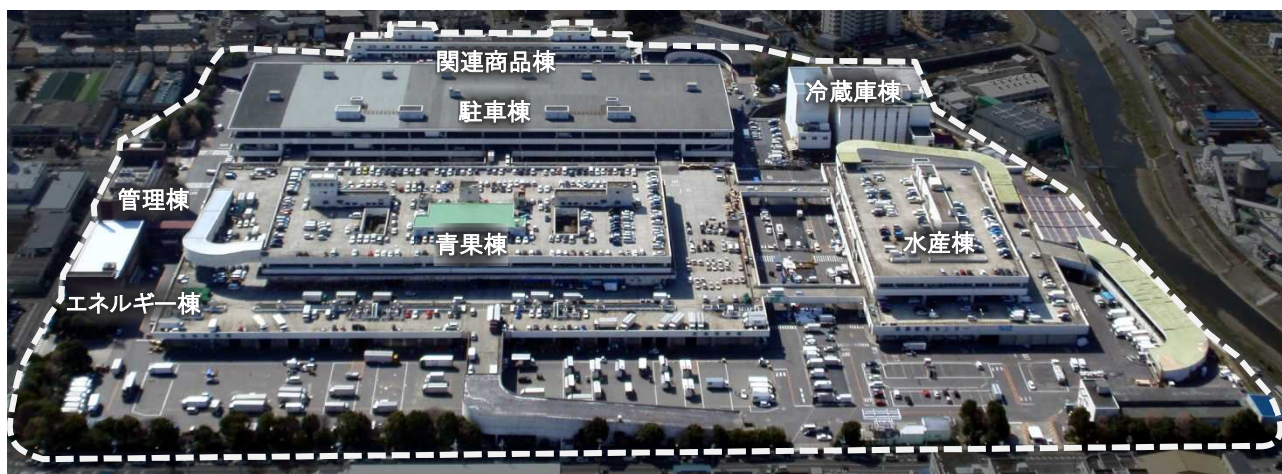
区 分	内 容
業務開始	昭和 58 年 3 月 30 日
敷地面積	126,880 m ²
延床面積	170,808 m ²
建築面積	75,900 m ²
建設費（補助金）	303 億円（92 億 1 千万円）
大規模整備費（補助金）	33 億 7 千万円（9 億 1 千万円）
卸売場の低温化率	46.5%
用途地域	準工業地域
建ぺい率（注 1）・容積率（注 2）	70%（60%＋角地緩和 10%）・200%
防火指定	建築基準法第 22 条指定区域（注 3）
その他	（久田良木川）河川占有許可 （平成 28 年 1 月末現在）

注 1 建築物の建築面積の敷地面積に対する割合のことで、建築基準法第 53 条により、敷地内に一定の空地を確保し、建て詰まりを防止し、建築物の採光、通風を確保するとともに、良好な市街地環境の確保を図るために用途地域に応じて制限されています。

2 建築物の延床面積の敷地面積に対する割合のことで、建築基準法第 52 条により、建築物と道路などの公共施設とのバランスを確保することを目的として、市街地環境の確保を図るため用途地域に応じて制限されています。

3 広域的な防火対策を図るために、建築物の屋根を不燃材料で造るか葺くことを義務づけた区域です。

写真1-1 北部市場の敷地(写真上が南)



(2) 整備にあたっての課題の整理

整備にあたって考慮すべき課題として、以下の項目が挙げられます。

ア 既存施設の活用への対応

既存施設の有効活用、計画的・効率的な維持管理、施設の長寿命化による財政負担の抑制と平準化を図ることが求められています。したがって、北部市場の施設整備にあたっては、名古屋市アセットマネジメント推進プラン（平成24年3月策定）に従い、既存の構造体を活かしながら時代の要請に適合した高機能化を図ることが必要です。

そのためには、現状の建築物の構造体耐久力を確認するとともに、電気・給排水・空調設備等の基幹設備の老朽化対策が求められます。

イ 整備に向けた土地の有効活用

敷地面積 126,880 m²のうち、市場業務に供されている建築面積と平面駐車場面積を合わせた約 93,000 m²のほか、緑地帯が約 8,500 m²であり、さらに通路を含めると敷地面積のほとんどが利用されています。

したがって、日々営まれる市場業務と並行して大規模改修を行うには、従来からそこで行われている機能を代替させるために、いかにして限られた中で土地の有効利用を図るかについて市場全体で検討する必要があります。

ウ 耐震化未実施施設への対応・市場全体の活性化に向けた検討

名古屋市所有建築物の耐震化は平成15年度に必要な耐震診断が実施され、北部市場の建物は、①管理棟、②青果棟塔屋、③関連商品棟の3か所の耐震改修が必要とされました。

管理棟、青果棟塔屋については、順次、耐震改修に取り組んできましたが、関連商品棟は未だ耐震工事が予定されておらず、名古屋市建築物耐震改修促進計画に基づく対応が求められている施設です。

関連商品棟は、開設後30年余抜本的改修が行われていないため、基幹設備の老朽化に伴う更新時期も迫っており、早急に対応する必要がありますが、関連商品棟の耐震化は、整備基本構想策定の協議において、市場全体の整備の中で具体化していくこととされました。

また、関連商品棟のあり方は市場全体の活性化に繋がる要素でもあることから、関連事業者などの市場内事業者の意向も踏まえながら検討を進める必要があります。

エ その他の課題

北部市場は効率的に土地の有効利用が図られているため、現状の建ぺい率（建築面積の敷地面積に対する割合）は約60%となっており、屋根などの整備を進めると、建ぺい率制限の70%に近づくこととなります。今後は整備する建築物の重要性を鑑み、名古屋市アセットマネジメント推進プランや既存施設、民間ストックの有効活用を図るなど市設建築物再編整備の方針（平成27年9月策定）にも配慮しながら、大規模改修等を行っていく必要があります。

また、北部市場敷地内を流れる久田良木川には、橋やグレーチングが設置され、通路等に利用されていますが、さらに施設を設置するなど、より有効利用を図ることは河川法上の理由から難しい状況です。

2 整備に向けた方針と目標

2-1 整備に向けた方針

(1) 農林水産省「卸売市場整備基本方針」

卸売市場の整備・運営の基本方針となる卸売市場整備基本方針は、卸売市場法（昭和46年法律第35号）第4条に基づき、農林水産大臣が概ね5年ごとに定めることとされており、平成28年度からは第10次卸売市場整備基本方針に基づく取り組みが推進されます。

第10次卸売市場整備基本方針では、川上と川下をつなぐ架け橋として求められる卸売市場の機能・役割の強化・高度化に向け、今後の卸売市場について、それぞれの卸売市場における経営戦略の確立や立地・機能に応じた市場間における役割分担と連携強化など、7つの基本的な考え方に立って、卸売市場の整備及び運営を行うよう求められています。

今後は、それぞれの卸売市場が、立地条件や強み・弱み等を踏まえ目指すべき卸売市場のビジネスモデルの方向等を基本戦略として定めることとされています。その基本戦略に即して市場が有する機能の拡充・強化がなされるよう、選果・選別施設等の産地との連携強化に資する施設、加工処理施設等の実需者ニーズへの対応に資する施設、コールドチェーン確立のための低温管理施設等の取扱物品の品質管理の高度化に資する施設などを計画的に整備・配置していく必要があります。

また、消費者や実需者等の需要動向を踏まえた産地に対する出荷支援等の取り組みのほか、地域特産物のブランド化や特色ある地場産品等の品揃えの強化などの産地との連携強化、加工・保管・配送やリテイルサポート等の機能強化による実需者との連携強化に積極的に取り組むことが求められています。

さらに、卸売市場の機能を活かした輸出や川下のニーズ、多様な販路等に係る知見を活かした市場関係業者の6次産業への参画などの新たな取り組みの推進も求められているため、こうした新たなニーズへの対応が必要となっています。

図表2-1 第10次卸売市場整備基本方針(平成28年度～平成32年度)

卸売市場の整備及び運営に関する基本的事項	
1 基本的な考え方	
①	卸売市場における経営戦略の確立
②	立地・機能に応じた市場間における役割分担と連携強化
③	産地との連携強化と消費者、実需者等の多様化するニーズへの的確な対応
④	卸売市場の活性化に向けた国産農林水産物の流通・販売に関する新たな取組の推進
⑤	公正かつ効率的な売買取引の確保
⑥	卸売業者及び仲卸業者の経営体質の強化
⑦	卸売市場に対する社会的要請への適切な対応
2 卸売市場における経営戦略の確立	
①	大規模な集荷・分荷機能の発揮
②	産地との連携による魅力ある生産物の集荷・販売
③	加工・業務用ニーズに対応した機能強化と商品開発
④	輸出等を通じた新たな需要開拓
⑤	①から④までの複合型

(出典：農林水産省「第10次卸売市場整備基本方針」)

(2) 北部市場整備基本方針

我が国の食に関する環境は、近年大きく変化してきています。

北部市場が、将来も長期的に中央卸売市場として重要な役割を發揮し続けるためには、環境の変化に対応する新たな市場の役割・機能を備える必要があります。

このため、今後の北部市場のあるべき姿を示す将来ビジョン（めざす姿）と、その実現に向けた方向性（基本方針）を次のように策定しました。

■将来ビジョン（めざす姿）

食の安全・安心を支え、産地・消費者に選ばれる中部圏の流通拠点

◇消費者の信頼に応える鮮度重視の品質管理の徹底、安全・安心な食の提供

◇川上・川下の期待に応える情報発信と企画提案能力

◇地の利を活かした物流拠点（全国からの集荷配送、中部地方の食の分荷拠点）

■基本方針（整備基本構想より抜粋）

1 食の安全・安心の確保

鮮度を一層重視し、市場内におけるコールドチェーンの確立や商品特性に応じた最適な温度管理の実現、衛生管理の徹底による品質管理の高度化を図るとともに、食品の追跡可能性（トレーサビリティ）を高める取組手法を検討します。

2 市場内物流の最適化による物流機能の強化

車両の大型化に対応した施設整備、荷捌きスペースの拡充、施設の適正配置や運用見直しなどを進めるとともに、搬入から搬出までの時間コストの「見える化」によって一層の短縮を図ります。

3 環境変化に対応した市場機能の高度化

加工処理施設の整備・強化や商品の小分け・一時保管といった機能の整備・強化等により市場機能の高度化を図ります。

4 卸売市場の役割の発信・魅力のアピール

消費者に対しては、産地の旬の情報や食材活用のポイント、北部市場の役割等について積極的に発信し、商品需要を喚起するとともに市場への関心を深めます。

また、生産者に対しては、消費者ニーズを捉えた商品開発、出荷や販売方法に関する企画提案をしていきます。また、6次産業化等の農林水産業をめぐる国の動向を注視しながら、生産・集荷に関する支援をするなど産地を支え・育てる取組みを行い、生鮮食料品流通の中核を担う卸売市場の存在価値を高めます。

同時に、衛生的なトイレへの改修など職場環境の整備・改善を通じ、働く場としての市場の魅力も高めます。

さらに女性が活躍できる職場をめざすことで、市場全体の活性化に繋がります。

5 環境と災害対策の強化

照明のLED化や省エネ型装置の導入等省エネルギーの推進を図るとともに、フォークリフトの電動化など低公害車の導入を一層促進します。

また、大規模災害発生時における業務継続性の確保や食料供給など非常時に備えた体制整備を進めます。

2-2 整備に向けた目標設定

(1) 取扱数量と取扱金額の目標

食料の消費量の減少、市場外流通の増加等、卸売市場を取り巻く環境は年々厳しさを増しています。このような状況のもと、北部市場が今後、「食の安全・安心を支え、産地・消費者に選ばれる中部圏の流通拠点」をめざすためには、荷降し・積込み等の機能強化に資する配送施設の増設、環境の変化に対応した加工処理施設の整備等のハード面を中心とした整備に加え、産地から消費者までの一連の流通過程のニーズに応えるため、様々な取り組み（ソフト事業）を推進し、市場関係者一体となって取扱数量の維持・拡大を図ることが必要です。

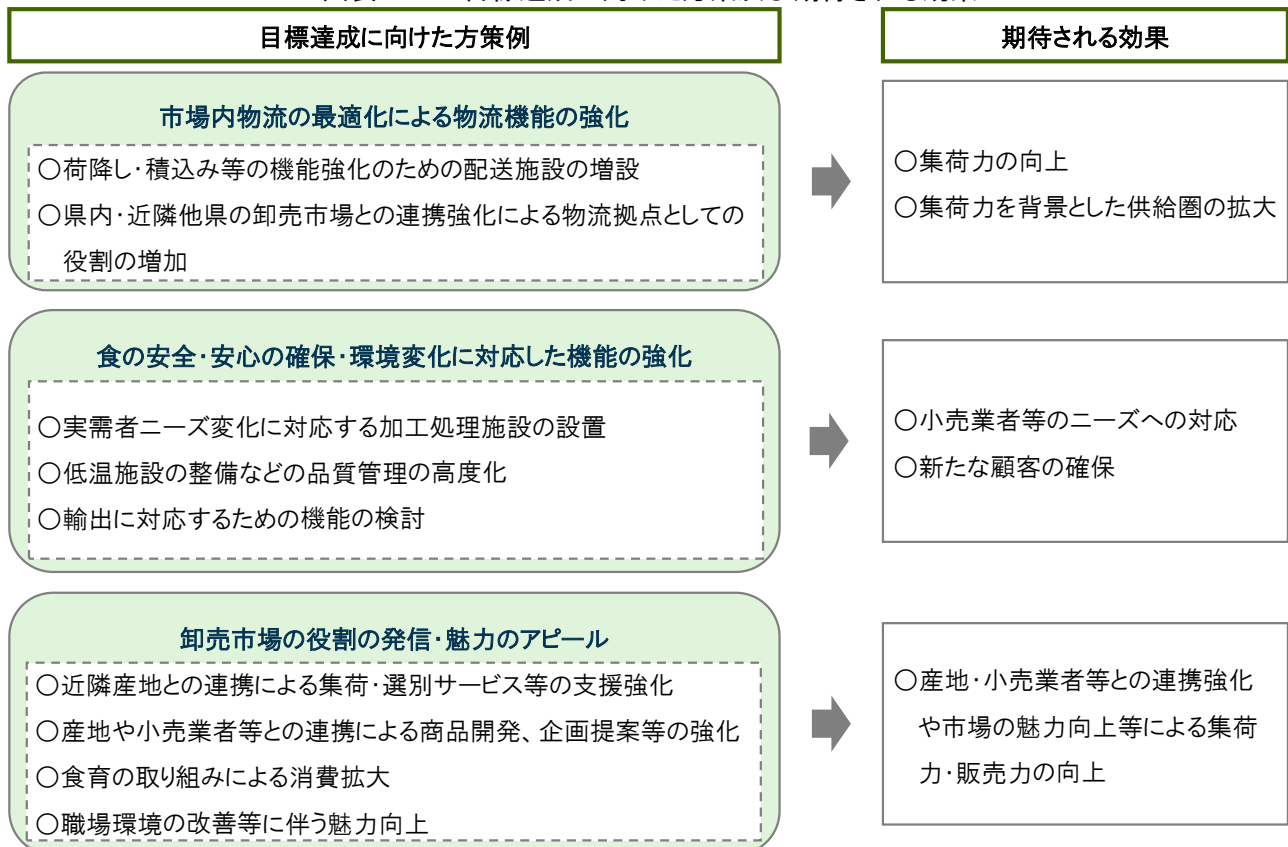
そこで、その取り組みを通じた整備基本計画の目標として、取扱数量及び取扱金額を以下のとおり設定しました。

【青果部及び水産物部の目標値】

区 分		現状（平成 26 年度）	目標値（平成 42 年度）
青 果 部	取扱数量	（年間）	30.7万 トン
		（日量）	1,141 トン
	取扱金額	750.7億円	854億円
水産物部	取扱数量	（年間）	2.6万 トン
		（日量）	97 トン
	取扱金額	220.1億円	220.1億円

注 日量は、平成 26 年度実績（開場 269 日）で計算しました。

図表2-2 目標達成に向けた方策及び期待される効果



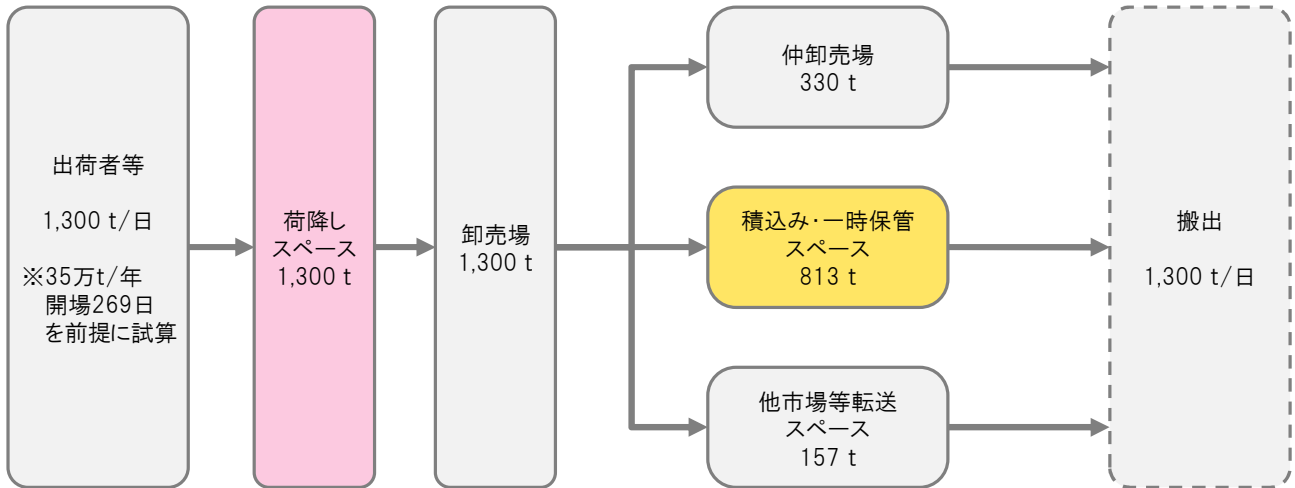
(2) 場内物流量と施設整備規模

ア 場内物流量の想定

場内物流量は、平成 42 年度の目標値から、青果部は日量 1,300 トン、水産物部は日量 97 トンとなり、卸売場を中心とする物流及び物量のフロー図を以下に示します。

図表2-3 物流・物量フロー図(イメージ図)

【青果部】



荷降しスペース：出荷者等が、荷降しを行うためのスペース

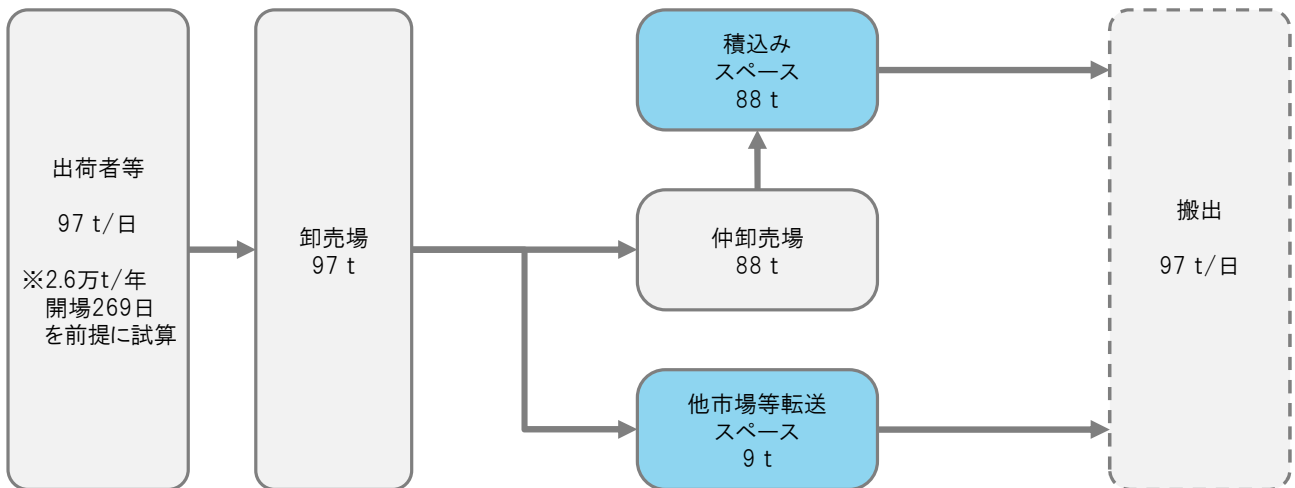
卸売場：卸売業者が、仲卸業者や売買参加者等へ供給するためのスペース

仲卸売場：仲卸業者が、一般小売店へ供給するためのスペース

積み込み・一時保管スペース：仲卸業者が、大型小売店・大口需要者等へ供給するためのスペース

他市場等転送スペース：卸売業者が、他市場等の第三者へ販売し、転送するためのスペース

【水産物部】



卸売場：卸売業者が、仲卸業者等へ供給するためのスペース

仲卸売場：仲卸業者が、一般小売店等へ供給するためのスペース(卸売業者が行う第三者販売を除く)

他市場等転送スペース：卸売業者が、他市場等の第三者へ販売し、転送するためのスペース

注 第4回流通量推計調査を基に推計しました。

イ 施設整備規模

施設整備規模の算定は、場内物流量の日量予測を基に農林水産省が定める標準取扱量に従い、「必要規模」を算出しました。その上で、北部市場整備基本方針に則り、産地の大型化等市場を取り巻く状況変化や物流効率化への対応を視野に入れた荷降し、積込み・一時保管や他市場等転送の機能の分離、積込み機能の強化を図る等、将来の目標達成に必要と考えられる施設整備規模を、市場内事業者からの要望も加味して次のとおり設定しました。

【施設整備規模】

(単位：㎡)

区分		現状規模		施設整備規模	施設整備規模の内訳
青果部	卸売場	28,500		23,000	<ul style="list-style-type: none"> 1F 既存卸売場の一部 (8,600 ㎡) (うち、既存低温卸売場を含む) 2F 増設 (6,000 ㎡)
	荷降しスペース	—		(6,000)	1F 増設の一部
	他市場等転送スペース	—		(2,400)	1F 増設の一部
	積込み・一時保管スペース	—		20,000	<ul style="list-style-type: none"> 1F 既存卸売場の一部 (9,000 ㎡) 2F 既存高機能卸売場 (11,000 ㎡)
	仲卸売場	12,000		12,000	
	計	40,500	55,000		
水産物部	卸売場	4,800		4,800	<ul style="list-style-type: none"> 1F 既存卸売場 * 既存卸売場高機能化を検討
	屋根付き積込みスペース	1,500		4,200	<ul style="list-style-type: none"> 北側駐車場有蓋化 (2,700 ㎡) 既存低温配送施設 (1,000 ㎡) 既存南西積込所 (500 ㎡)
	他市場等転送スペース	(500)		(500)	
	仲卸売場	4,100	4,100		
	計	10,400	13,100		

注1 水産物部の積込みスペースの施設整備規模については、今後増設する南西積込所が建ぺい率制限の影響を受け、改めて算定する必要があることから、見直す場合があります。

2 他市場等転送スペースについては、農林水産省基準「買荷保管所又は積込所」の標準取扱量を基に算定しています。

図表2-4 農林水産省の卸売市場施設規模の算定基準

○売場施設の必要規模

売場施設（卸売場、仲卸売場及び買荷保管所又は積込所）の必要規模の算定は、過去の取扱数量等を基に、目標年度における1日当たりの市場流通の規模を推定し算定する。

$$S_i = g_t \times f_i / \mu_i + R_i$$

※ S_i ：目標年度における売場施設の必要規模

g_t ：目標年度における1日当たり市場流通の規模

f_i ：売場施設経由率

μ_i ：目標年度における売場施設単位面積当たり標準取扱数量

（卸売場：野菜 125kg/m²、果物 170kg/m²、水産物 85kg/m²）

（仲卸売場：野菜 80kg/m²、果物 105kg/m²、水産物 65kg/m²）

（買荷保管所又は積込所：野菜 80kg/m²、果物 105kg/m²、水産物 55kg/m²）

R_i ：売場施設通路面積

i ：各売場施設（卸売場、仲卸売場及び買荷保管所又は積込所）

（出典：農林水産省「卸売市場の施設規模の算定基準（平成17年及び平成23年通知）」）

(3) 健全な市場会計の運営に留意した施設整備

名古屋市中心卸売市場の運営は、地方財政法第6条の適用により、独立採算性の高い特別会計を設けて実施しています。

施設整備にあたっては、健全な市場会計の運営に留意しつつ、市場内事業者の使用料やランニングコストの負担に過度な影響を及ぼさないよう、適正規模の施設整備や民間活力の導入等を検討する必要があります。

また、民間活力の導入を推進するためには、事業者が用途に合わせて内装や設備を行うスケルトン・インフィル等の考え方を取り入れ、事業者主体の整備及び整備の迅速化を図るとともに、変化する時代のニーズに即応して施設内容を変更できるよう進めていきます。

図表2-5 (参考)市場特別会計の事項と内容(例)

事 項		内 容 (例)
歳入	使用料及び手数料	<ul style="list-style-type: none"> ・ 売上高割使用料 ・ 面積割使用料 (施設)
	弁償金	<ul style="list-style-type: none"> ・ 光熱費等の弁償金
	国庫支出金等 (補助金)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施設整備の費用の一部
	市債	<ul style="list-style-type: none"> ・ 整備事業に伴う市債
	繰入金	<ul style="list-style-type: none"> ・ 歳入の不足分を名古屋市一般会計から財源繰入 (総務省による繰入基準あり)
歳出	事業費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 人件費、物件費、修繕費、施設・設備の更新
	整備費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大規模改修等の整備費
	他会計繰出金	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市債の返済

2-3 整備に向けた調査

(1) 既存施設の活用に向けた調査

北部市場の整備は「名古屋市アセットマネジメント推進プラン」に沿って、既存の建物の構造体を活かしながら高機能化を図ります。

今回、その前提となる既存の建物の構造体の現状と、電気・給排水・空調等の基幹設備を中心とした設備機器の現状と改修のあり方について調査を行いました。

ア 建物構造体耐久力調査

(7) 目的

主要建物のコンクリートの劣化状況を把握するために実施しました。

(4) 調査概要

コンクリートのコアを、北部市場の9つの建物で、合計74箇所採取しました。調査内容は大きく2種類に分かれます。

図表2-6 建物構造体耐久力調査種類ごとの採取コア本数

(単位：本)

No.	建物名称	採取コア本数			
		コアA かぶり厚・腐食度		コアB 中性化深さ	
		屋外	屋内	屋外	屋内
①	青果棟	3	2	2	3
②	管理・エネルギー棟南部分	2	1	2	2
③	管理・エネルギー棟北部分	2	1	2	2
④	駐車棟	3	2	2	3
⑤	青果棟北斜路	2	1	2	2
⑥	ごみ集積所	2	1	1	2
⑦	水産棟および北西斜路	3	2	2	3
⑧	冷蔵庫棟	2	2	2	2
⑨	関連商品棟	3	2	2	2
合 計		22	14	17	21
		74			

注 コアAはかぶり厚と鉄筋の腐食度の調査用であり、コアBは中性化深さの確認用です。

コアAでは鉄筋を露出させ、かぶり厚と仕上げ厚をスケールで測定し、鉄筋の腐食ランクを確認しました。コアBを使用した中性化試験は、財団法人日本品質保証機構中部試験センターに依頼し、『JIS A 1152「コンクリートの中性化深さの測定方法」』に基づき、指示薬を噴霧して非発色部の長さを測定する方法で行いました。

(ウ) 結果

かぶり厚の調査では、一部の箇所では標準的な設計値と相違する箇所がありましたが、鉄筋の腐食ランクとしては5段階評価の上から2番目までに入っており、状態として問題はありませんでした。

中性化深さの調査では、一部の箇所では柱の中心にある鉄筋まで既に中性化が進行している箇所がありましたが、屋内であるため鉄筋腐食の心配はありません。また、一部の屋外の調査箇所の中で、今後数年～数十年で鉄筋の位置まで中性化が進行する可能性のある箇所があり、鉄筋の状態について追跡調査を行う必要があります。

いずれの調査においても、総合的には当面の使用に支障があるような著しい劣化はないことがわかりました。この調査結果に、耐震改修未実施の箇所については耐震改修工事を実施することを条件に加えることにより、既存の建物の構造体を活かす整備手法が可能となることを確認できました。

イ 基幹設備長期改修計画

(7) 目的

北部市場施設のうち、建物がいずれも建設より35年程度経過しており、電気・給排水・空調設備等の基幹設備を中心とした設備機器の経年による老朽化が進んでいると考えられます。基幹設備を中心に現在の劣化状況を調査するとともに、各設備機器の改修計画を立てることを目的とします。

(4) 概要

調査は1次調査（目視調査、履歴調査、銘板調査、異音調査、盤関係抜粋調査）と2次調査（配管抜管等調査）に分け、主に次の基幹部分の調査を実施しました。

- ・電気
高圧受変電設備、非常用発電機、直流電源装置、分電盤・動力制御盤、非常放送、自動火災報知、防排煙設備、エレベーター
- ・機械
空調設備、熱源設備、自動制御設備、給水設備、排水設備

(ウ) 結果

電気・機械設備のいずれにおいても、当面の運用に支障があるような著しく劣化している設備はありませんでした。

ただし、電気設備では設置環境の悪い屋外の設備において劣化が進行していたことと、製造メーカーが既に撤退しているためメンテナンスが困難である設備があることが確認されました。

機械設備は、排水管においてファイバースコープによる内部調査で明確に劣化が認められ、速やかな修繕等を検討する必要があります。他の機械設備は当面の運用には支障ありませんが、経年劣化の傾向は見受けられました。

設備の中には、信頼性工学の故障率曲線（バスタブ曲線）の偶発故障期から既に劣化故障期に入っているものがあるため、今後劣化が急激に進むことも考えられます。

なお、今回の調査は、設備稼働中の目視調査が中心であり解体調査や隠蔽部の調査は一部を除いて行っていないことから、今後の経過観察も重要となります。

(I) 基幹設備改修 15 年計画

今回調査した電気・機械の主な基幹設備に加え、経年劣化が予想され改修に多額の費用が必要となる基幹以外の設備のほか、同じく経年劣化している屋根防水改修などの建築分野の案件を含め劣化状況等を考慮して優先順位をつけ、平成 28 年度以降の施設全体での改修計画を、基幹設備改修 15 年計画としてまとめました。

この改修計画を着実に実施することが、既存の建物の構造体を活かした整備を行う上での前提条件となります。15 年間という期間は、劣化状況の考慮や予算の平準化、工事に伴う市場内業務への影響の最小化などを総合的に判断し、決定したものです。

この 15 年間の改修計画終了後も、新たに改修が必要となる設備も当然ありえますが、今回の計画を実施すると北部市場開場当時のほとんどの設備のリニューアルが完了することを考えると、15 年間の基幹設備等に対する集中改修の実施の必要性が特に重要であることがわかります。

図表2-7 基幹設備 15 年計画において各5年間で改修を計画している主な項目の例示

時 期	前期 5 年間	中期 5 年間	後期 5 年間
年 度	H28～H32	H33～H37	H38～H42
改修設備の例示	非常用発電機 給水設備 排水設備 防災設備 (自動火災報知、 防排煙設備) エレベーター 熱源設備 ガス設備	高圧受変電設備 直流電源装置 分電盤・動力制御盤 防災設備 (非常放送、 防火シャッター) 空調設備 自動制御設備 (中央監視) 汚水処理槽	防災設備 (防火設備) 屋根防水補修 道路補修

注 同じ設備でも建物により改修時期が異なる場合もありますので、主な予定時期で示しています。

(2) 施設利用上の課題整理に向けた調査

市場業務と並行して大規模改修を行うには、従来からある機能を代替させるために、いかにして限られた中で土地の有効利用を図るかについて検討する必要があります。また、関連商品棟については、市場内事業者の意向を踏まえながらあり方の検討を進める必要があります。

今回、大規模改修の実施にあたって特に影響を受ける駐車場の利用実態や関連商品棟のあり方について事業者の考えを把握するため、次のように調査を実施しました。

ア 駐車場利用実態調査

(7) 目的

整備に向けて駐車場の利用の改善を図る視点から、整備にあたって必要な用途や規模を検討するために、青果棟周辺及び駐車棟の駐車場利用実態を把握する調査を実施しました。

(4) 概要

・ 調査期間

ヒアリング調査：平成27年7月23日～8月24日

実地調査：平成27年7月18日並びに8月8日、10日及び11日の4日間

・ ヒアリング調査

特に利用が複雑な青果棟・駐車棟の駐車場について、卸売会社・仲卸組合・買参者協会を対象に、事前に配布した調査票を基にヒアリングを実施し、利用実態を調査しました。

・ 実地調査

0時～6時の青果棟1階周辺及び駐車棟1階～3階までの作業内容、駐車台数を2時間ごとに調査しました。

(5) 調査結果

・ 青果棟増設に係る荷降し・積込み等の機能の代替場所確保が困難であると推定

青果棟及び駐車棟では、大型車両等による荷降しや積込み、駐車等で8割を超える利用状況であり、青果棟北側駐車場の機能を青果棟及び駐車棟で代替することは困難であると推定されます。

・ 道路での荷降し・積込み作業による車両通行の阻害

現状では、青果棟周辺の道路等、車両が頻繁に往来する部分での荷降し・積込みの車両が常時存在し、車両の通行を阻害しています。

以上の調査結果から、青果棟1階北側の配送施設の増設にあたって、現在、同棟北側の駐車場で行われている荷降し・積込み等の必要な機能を確保するためには、市場全体の機能の再配置を検討する必要があることがわかりました。

イ 関連商品棟の将来に関するアンケート調査

(7) 目的

整備基本計画策定を進める中で、関連商品棟のあり方について検討するにあたり、参考として、関連事業者の意見を聴取するため、アンケート及びヒアリング調査を次のように実施しました。

(イ) 概要

- ・調査期間：平成 27 年 9 月 16 日～10 月 9 日
- ・調査対象：関連商品棟 1 階及び 2 階で使用指定を受けている関連事業者 28 店舗
- ・アンケート内容：関連事業者としての将来的な経営方針
耐震改修工事等を踏まえた関連商品棟のあり方の考え方

(ウ) 結果

耐震改修工事の必要性や空き店舗が増加している現状を踏まえた、関連事業者の将来的な経営方針についてのアンケート及びヒアリング調査結果は、次のとおりでした。

【調査結果の概要】

事 項	意 見	店舗数
市場内での 営業継続の考え	市場内での営業を継続したい	21 店舗
	わからない等その他意見	7 店舗
今後の事業継続の 考え	既存の関連商品棟で営業を続けたい	18 店舗
	関連商品棟のあり方等の動向による等その他意見	10 店舗
	市場外への移転	0 店舗
市場内で移転した 場合の場所の希望	現在 1 階で営業している事業者のうち 1 階での営業を希望	17 店舗中 16 店舗
	現在 2 階で営業している事業者のうち 1 階での営業を希望	11 店舗中 3 店舗
その他	市場利用者の購入しやすい動線の検討	
	新規顧客確保に向けた販売促進ソフト施策の充実	

この調査結果を受けて、市場全体の活性化に向けた関連商品棟のあり方について検討するとともに、人の流れに配慮した機能を再配置する視点から、関連商品棟を含めた既存施設の配置の見直しについて、引き続き市場全体で調整を進めることとしました。

3 整備の方向性

3-1 施設整備の区分

整備基本構想では整備内容について、緊急性、市場内外からのニーズ、整備の実施に係る市場内調整などの諸条件を踏まえ、「重点的かつ早急に整備を進める施設」、「重点的に整備を進める施設」、「今後重点的に検討を進める施設」に区分しました。

この位置づけを踏襲し検討した結果、施設整備を以下の「整備に向けて手続を進める施設」及び「整備に向けた調整を進める施設」の2つに区分しました。

(1) 整備に向けて手続を進める施設

次の施設整備は、以下の理由から整備に向けて手続を進めるため、国の第10次中央卸売市場整備計画へ登載し、予算の確保など具体的に手続を進めるものとします。

青果部

- ・ 青果棟1階北側に屋根付き配送施設を増設等
- ・ 業務車両と通勤車両の動線分離に向けた新たなルート設定などのハード整備
- ・ 青果低温加工施設新設

水産物部

- ・ 水産棟1階北側の平面駐車場を有蓋化

市場全体

- ・ 市場全体の衛生的なトイレへの改修
- ・ 夜間照明の改良等安全確保のための施設整備
- ・ 省エネルギー設備の導入
- ・ 場内運搬車両の電動化など低公害車の導入
- ・ 非常用電源等必要機能の確保
- ・ 災害用器材等の備蓄用倉庫の新設

【理由】

- ・ 整備基本構想において、「重点的かつ早急に整備を進める施設」に位置づけた施設整備及びそれに関連するもの
- ・ 整備基本構想で「重点的に整備を進める施設」に位置づけた施設整備で、手続を進めることが可能な程度に全部又は一部の整備内容が調整でき、かつ、第9次中央卸売市場整備計画にも登載されていたもの
- ・ 開設者が整備主体となる施設整備で、全部又は一部の整備内容が具体化できたもの

(2) 整備に向けた調整を進める施設

次の施設整備は、以下の理由から諸条件等を整理した後、整備に向けた調整を進めるものとしてします。

青果部

- ・ 青果仲卸売場低温化
- ・ 青果棟と駐車棟間の通路有蓋化

水産物部

- ・ 水産仲卸売場低温化
- ・ 塩干低温卸売場高機能化
- ・ 水産棟南西面積込所増設
- ・ 水産低温配送施設新設

【理由】

- ・ 建築物の建ぺい率の制限を超えることが予測されるため、「整備に向けて手続を進める施設」に区分した施設の整備規模等の整備内容が固まった後で、諸条件等の整理や調整が必要となるもの
- ・ 施設整備における技術的課題や、他都市の最新市場におけるコールドチェーンの実態を踏まえた整備内容の検討など、手続を進めるために必要な諸条件等の整理や調整を継続するもの

3-2 整備に向けて手続を進める施設の整備内容

3-1で区分した「整備に向けて手続を進める施設」については、以下のとおり整備していきます。

- 青果棟1階北側に屋根付き配送施設を増設等
- 業務車両と通勤車両の動線分離に向けた新たなルート設定などのハード整備

① 現状

ア 荷物への天候の影響

現在、青果棟北側の駐車場には屋根がなく、日常的に荷降し・積込みが雨晒しの中で行われているため、荷物が雨に濡れるなど衛生面で天候の影響を受けています。

また、荷降し・積込みの際に荷物が濡れないよう防水シートで覆う作業が増えるため、作業効率が低下しています。

写真3-1 青果棟北側の現状(雨天時)



雨天時における荷降し・積込み作業

写真3-2 青果棟東側の現状



通路での荷降し・積込み作業

イ スペースの狭あい化の影響

滞留荷物によるスペースの狭あい化により、市場内の荷降しに制約が生じています。そのため、作業の順番待ちにより卸売場周辺に待機する車両の渋滞が常に発生しています。

また、荷物が卸売場内に隙間なく置かれているため、必要な荷物を搬出する際には、搬出しない荷物の移動作業が発生しています。

写真3-3 青果棟卸売場内の状況(東側)



写真3-4 青果棟卸売場内の状況(西側)



ウ 車両及び作業の混雑

平成 26 年度に実施した物流実態調査では、荷降し・積込み等の作業が北側駐車場や卸売場の東・西側通路で並行して行われているため、卸売場周辺で移動する車両や荷降し・積込み等の作業中の車両、フォークリフトによる作業が錯綜し危険な状態となっていることが指摘されています。

また、2 階高機能卸売場への荷物移動は、1 階卸売場での荷降し後に軽トラックに積み替えて再移動することが必要なため、作業効率が低下しています。

エ 業務車両と通勤車両の動線の錯綜による場内物流の阻害

市域外立地により最寄りの公共交通機関の本数が限られていることから、従業員の多くが通勤に自動車を利用しています。通勤時間帯を中心として、業務車両と通勤車両の動線が錯綜することによって混雑し、市場内物流を阻害する要因となっています。

② 整備方針

ア 天候の影響を受けないスペースの確保

産地の出荷規模の大型化及び運送事業者に対する規制強化に対処するとともに、天候の影響を受けない衛生的で効率的な荷降し・積込みが可能なスペースを確保するため、青果棟北側に屋根付き配送施設を増設します。

また、その北端部を入荷車両の専用スペースとすることにより、効率的な荷降し及び渋滞緩和を図ります。

イ 荷降しや積込み等の機能の分離

増設する施設及び既存卸売場を荷降し・積込みなどの機能別に分けることにより、作業の効率化及び車両動線の錯綜による混雑の解消を図るとともに、市場内事業者の協議により決められたルールに基づき円滑な利用を図ります。

また、県内や近隣他県の卸売市場との連携強化によって物流拠点としての役割を増加させる観点から、安定的かつ効率的に転送等が可能となるよう他市場等転送ゾーンを設定します。

ウ 2 階卸売場への搬送作業の効率化

増設する施設の 2 階を日持ち野菜等の卸売場として整備するとともに、貨物用エレベーターを設置することにより、荷降しゾーンから 2 階卸売場への荷物の運搬作業の効率化を図ります。

エ 業務車両及び通勤車両の動線分離

増設する施設の屋上に通勤車両用駐車場を設け、通勤車両用駐車場へ直接行ける北東門や駐車棟へ直接行ける西門を新設します。業務車両と通勤車両の動線を分離することにより、産地トラックなどの業務車両の搬入・搬出动線の改善を図ります。

③ 整備内容

ア 青果棟北側に増設する施設の規模、構造等

青果棟北側の駐車場部分に、鉄骨鉄筋コンクリート造（SRC造）2階建、延床面積約 15,000 m²の建物を増設します。また、増設する施設内には、貨物用エレベーターを設置します。

イ 北東門及び西門の規模、構造等

北東門を新設するとともに併せて延床面積約 2,000 m²のスロープを設置し、増設する施設の屋上等へ接続します。また、西門を新設し、駐車棟西側スロープへ接続します。

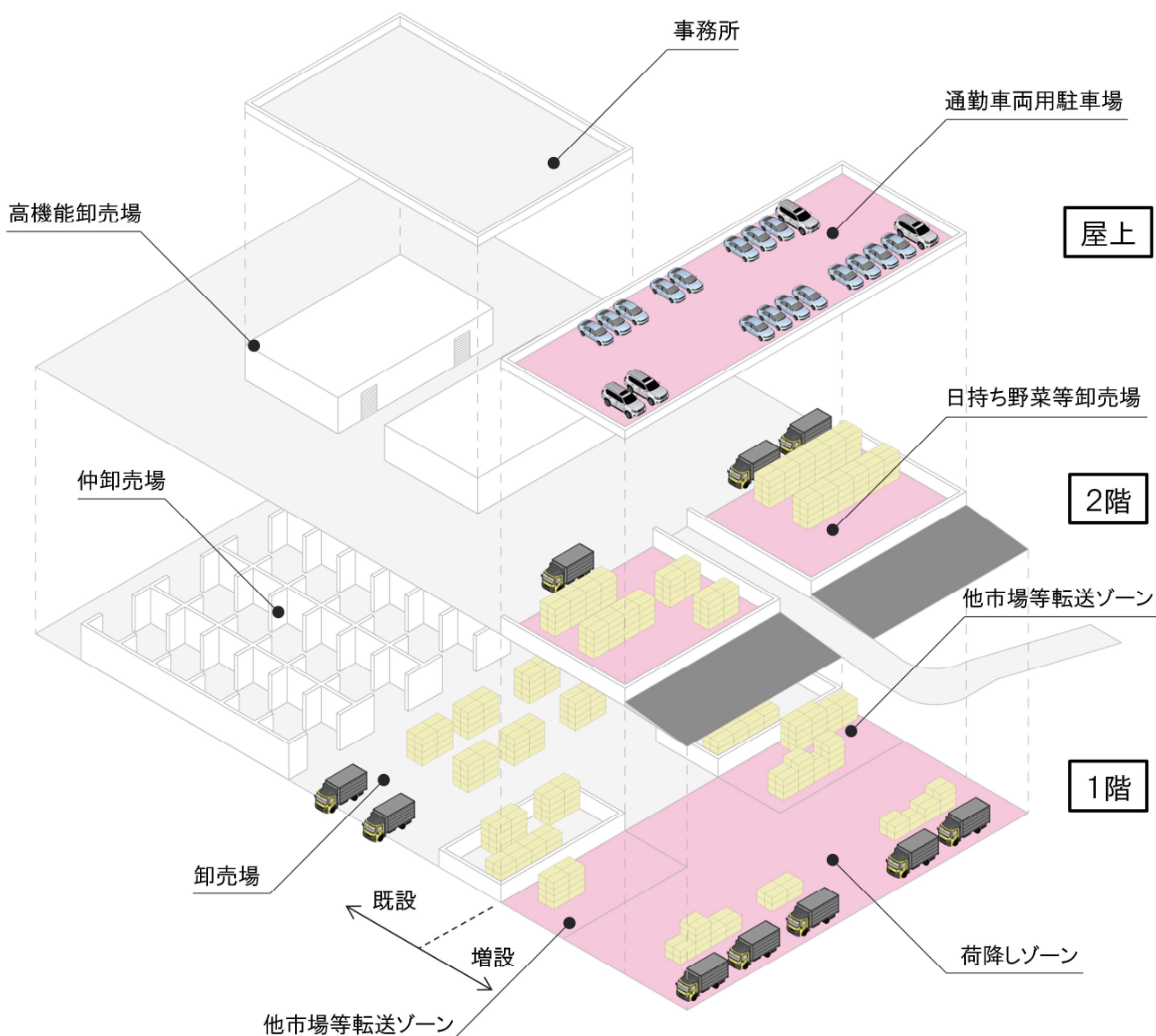
新設門には、通勤車両用セキュリティゲートを設置し、車両の入出場を管理します。

図表3-1 青果棟1階北側に屋根付き配送施設を増設 イメージ図

1階：荷降しゾーン等

2階：日持ち野菜等卸売場

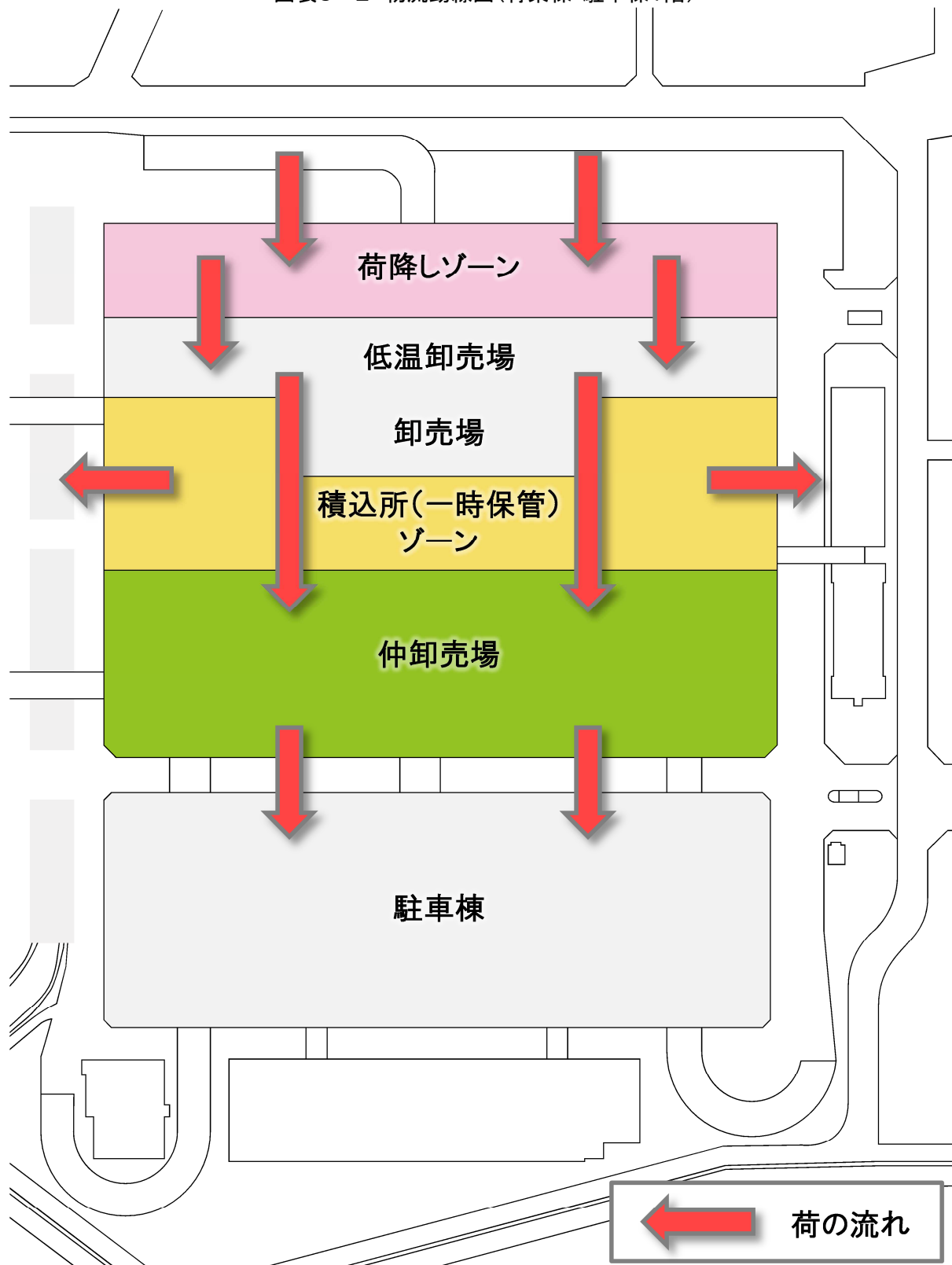
屋上：通勤車両用駐車場（約 250 台）



ウ 物流動線の改善及び機能分離

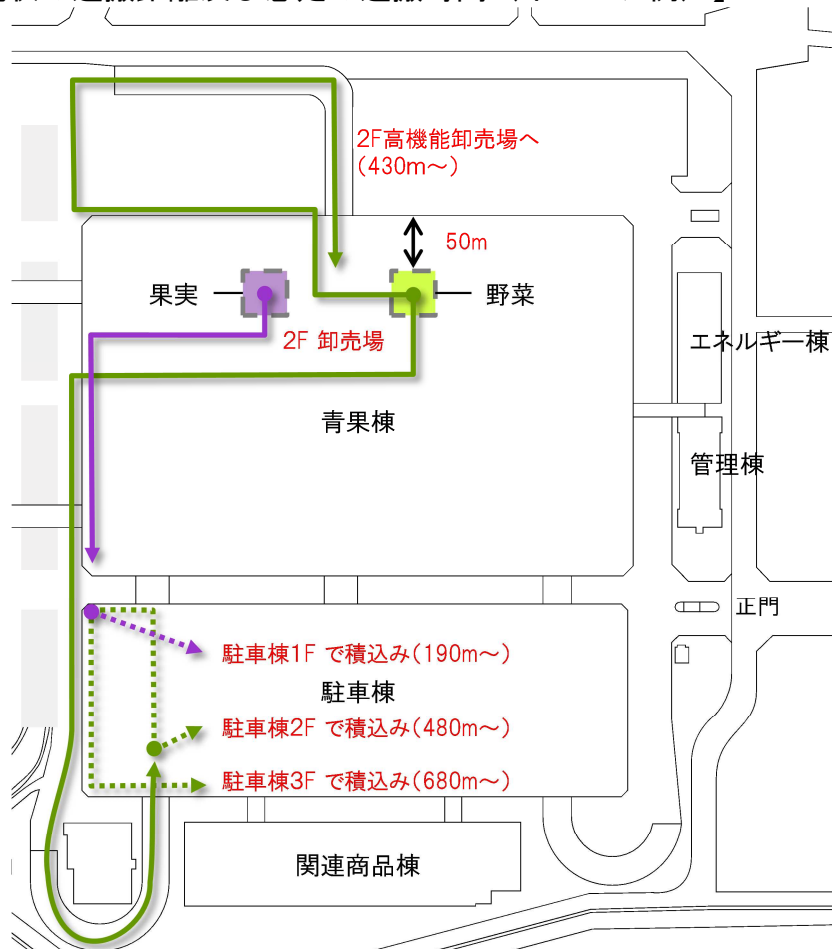
青果棟の増設により新たに確保される屋根付きスペースに、現在、青果棟北側駐車場で行われている荷降しと積み等の機能を分離して取り入れ、市場内事業者の協議により定められたルールに基づき作業スペースを創出するなど、効率の良い市場内物流を確保します。また、荷降しから積みまでを効率的に行うことにより、作業時間の短縮を図ります。

図表3-2 物流動線図(青果棟・駐車棟1階)



図表3-3 運搬時間の短縮イメージ(例)

【整備前の現状の運搬距離及び想定運搬時間（イメージ例）】



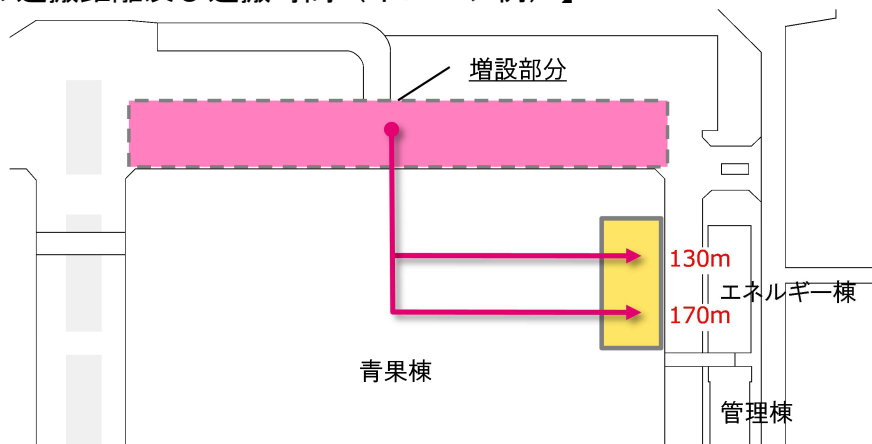
○想定運搬時間

駐車棟3階にある2tトラックへの積込みにかかる想定運搬時間

※軽トラック1t積みを用いて、場内10km/hで運搬すると想定

■運搬時間 $680\text{m} \times 4$ (2往復) $\div 10\text{km/h} = 16$ 分 (荷物の積降し時間は除く)

【整備後の運搬距離及び運搬時間（イメージ例）】



○想定運搬時間

積込所（一時保管）ゾーンにある2tトラックへの積込みにかかる想定運搬時間

※フォークリフト（1パレット0.5t）を用いて、場内10km/hで運搬と想定

■運搬時間 $170\text{m} \times 8$ (4往復) $\div 10\text{km/h} = 8$ 分 (荷物の積降し時間は除く)

○ 水産棟 1階北側の平面駐車場を有蓋化

① 現状

ア 荷物への天候の影響

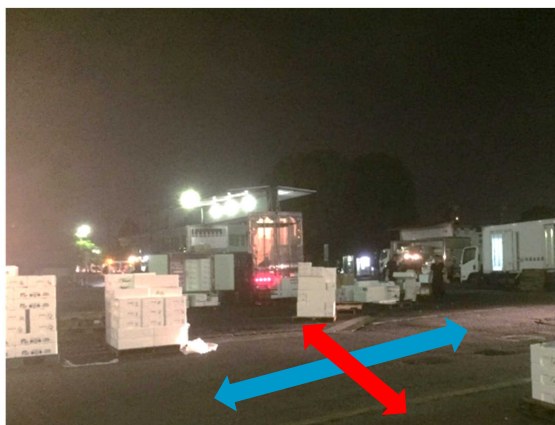
青果棟北側の駐車場と同じく、水産棟北側の平面駐車場には屋根がないため、日常的に積込み・荷捌き作業が雨晒しの中で行われており、荷物が雨に濡れるなど衛生面で天候の影響を受けています。

また、積込み・荷捌き作業の際に、荷物が濡れないよう防水シートで覆う作業が増えるため、作業効率が低下しています。

イ 作業動線と車両動線の交錯による混雑

水産棟の平面駐車場は、卸売場や仲卸売場と車両通路で分断され、フォークリフト等の作業動線と通行車両の車両動線の交錯により混雑していることから、危険かつ作業効率の低下を招いています。

写真3-5 水産棟北側平面駐車場の作業動線(赤)と車両動線(青)の様子



② 整備方針

ア 衛生的で効率的な積込みスペースの確保

天候の影響を受けない衛生的かつ効率的な積込みが行えるよう、水産棟北側の平面駐車場の有蓋化を図ります。

イ 作業動線と車両動線の分離による安全の確保及び作業の効率化

フォークリフト等の作業動線と車両動線を分離することにより、安全の確保及び作業の効率化を図ります。

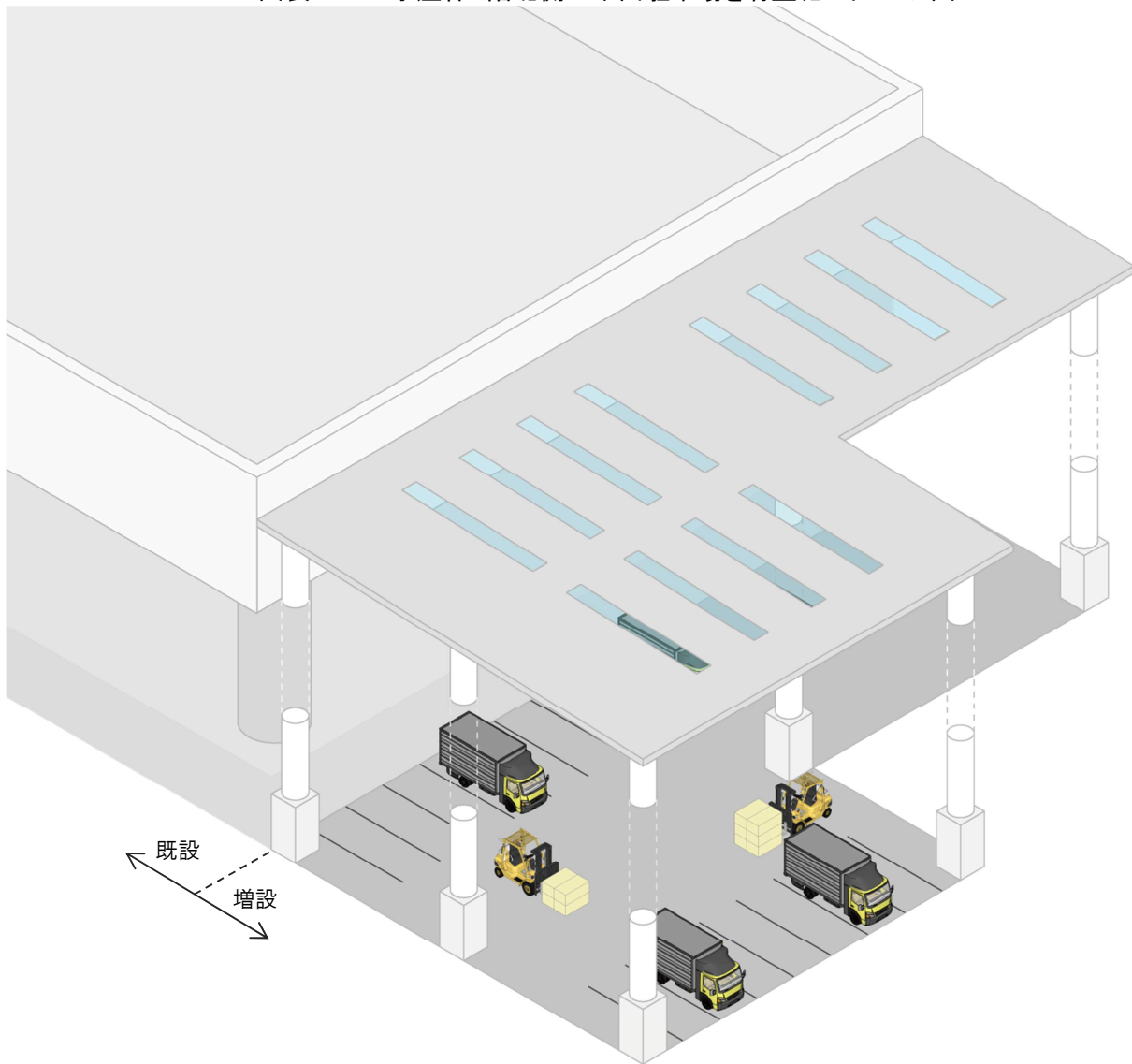
③ 整備内容

ア 規模・構造

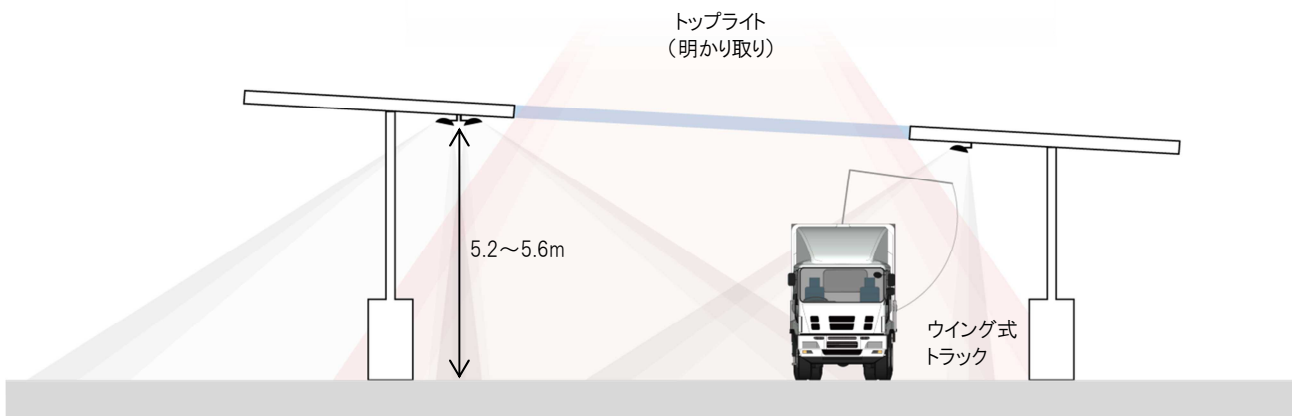
水産棟北側の平面駐車場に、鉄骨造（S造）平屋建、延床面積約 2,700 m²の建物を建設します。

また、新たに建設する建物の影響により、陰となるスペースの電気照明の負担を減らすため、トップライトを設け自然採光により昼間時の照度を確保するとともに、太陽光が利用できるようにします。

図表3-4 水産棟1階北側の平面駐車場を有蓋化 イメージ図



図表3-5 断面図(高さの確保)

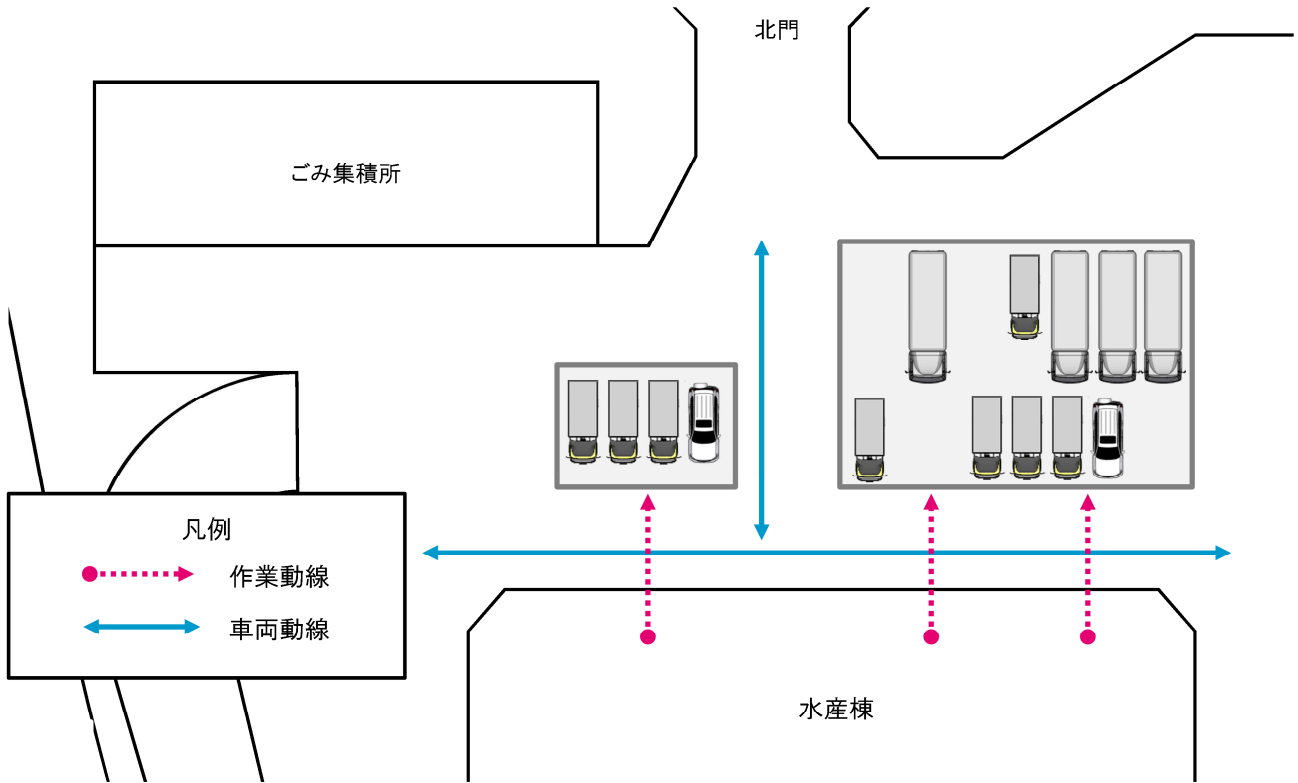


イ 物流動線の改善

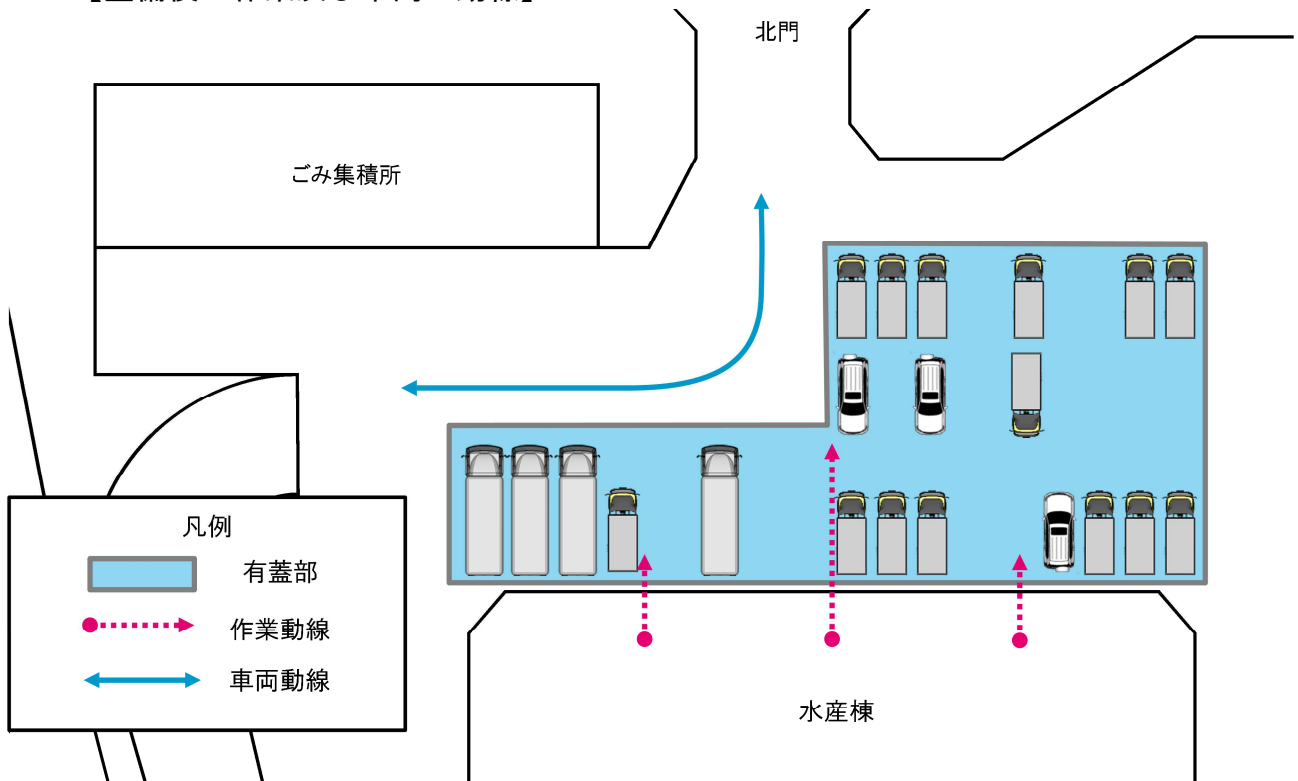
平面駐車場の有蓋化に合わせて車両通路を付け替えることにより、車両通路と積み込み・荷捌きエリアの分離を図って安全を確保するとともに、荷降しから積み込みまで全天候に対応した物流動線とし、作業の効率化を図ります。

図表3-6 作業・車両動線図

【整備前の作業及び車両の動線】



【整備後の作業及び車両の動線】



○ 市場全体の衛生的なトイレへの改修

① 現状

農林水産省が平成 18 年度に定めた「卸売市場における品質管理の高度化に向けた規範作成のためのマニュアル」（以下「マニュアル」といいます。）の中で、トイレは『品質管理の高度化の上で最も基本的な管理対象』として位置づけられています。

しかし、北部市場のトイレは一部改良されているものの、多くのトイレにおいて、マニュアルに示されている「自動式手洗」や「エアタオル」など、非接触式の衛生対策がなされていません。

② 整備方針

ア 働く場としての魅力向上

食の安全・安心に直結し、働きやすい職場環境を整えることにより、市場の魅力向上を図ります。

イ 非接触式トイレへの改修

マニュアルに従い、トイレの出入りや用便後の洗い流し、手洗いを含め、非接触式トイレに改修します。

ウ 洋便器化率の向上

必要な和便器以外は全て洋便器化を図ります。

エ 水の使用量の削減・臭いの発生抑制

小便器や手洗いではセンサー付き洗浄を採用し、水の使用量を削減して環境負荷を軽減するとともに、臭いの発生を抑えます。

オ 多機能トイレの設置

市場内事業者や来場する利用者の高齢化の進展、車いす使用者の来場等、利便性の向上のために手すりの設置やブースを広くとるなど、福祉都市環境整備指針に配慮した多機能トイレを新たに設置します。

○ 青果低温加工施設新設

① 現状

北部市場では、一部の事業者が袋詰めや原体カットの加工を行っています。

しかし、今後、北部市場が集荷力のさらなる向上をめざすには、産地や小売業者から強く求められている温度管理された加工施設を設置し、市場を取り巻く環境変化に対応できる付加価値の高い新たな機能を備えることが必要になっています。

② 整備方針

ア 実需者ニーズの変化への対応

今後、少子高齢化の進展に伴い、食料消費に占める割合がさらに増えると想定される加工・調理食品等のニーズに対応できる加工機能を備えた施設を整備します。

イ HACCPの手法を用いた施設

食品衛生法及び愛知県食品衛生条例に定める施設基準並びに、HACCPの手法を用いた衛生管理を実施する場合の基準に適合する「低温加工施設」を整備します。

ウ HACCP導入準備のための体制整備

施設整備にあたっては、衛生管理を高度化した低温加工施設を整備し、とりわけHACCPの認証も見据えて、HACCPに基づく衛生管理を効率的かつ効果的に実施するため、HACCP導入のための7原則12手順に基づいて対応を実施していきます。

図表3-7 HACCP導入のための7原則 12手順

事 項		内 容
手順1	HACCPチーム編成	製品を作るための情報がすべて集まるように、各部門の担当者が必要です。
手順2	製品説明書の作成	製品の安全管理上の特徴を示すものです。
手順3	意図する用途及び対象となる消費者の確認	製品を誰が、どのように、食べたり使用したりするのかを明らかにしておきます。
手順4	製造工程一覧図の作成	工程について危害要因を分析するためのものです。
手順5	製造工程一覧図の現場確認	工程が勝手に変更されていないか、間違いがないかを確認します。
手順6 【原則1】	危害要因分析	原材料や製造工程で問題になる危害の要因を挙げます。
手順7 【原則2】	重要管理点(CCP)の決定	製品の安全を管理するための重要な工程（管理点）を決定します。
手順8 【原則3】	管理基準(CL)の設定	重要管理点で管理すべき測定値の限界（パラメーターの許容限界。例えば、中心温度）を設定します。
手順9 【原則4】	モニタリング方法の設定	管理基準の測定方法（例えば、中心温度計での測定方法）を設定します。
手順10 【原則5】	改善措置の設定	あらかじめ管理基準が守られなかった場合の製品の取扱いや機械のトラブルを元に戻す方法を設定しておきます。
手順11 【原則6】	検証方法の設定	設定したことが守られていることを確認します。
手順12 【原則7】	記録と保存方法の設定	検証するためには記録が必要です。記録する用紙と、その保存期間を設定します。

(出典：名古屋市「HACCP導入のための手引書」)

○ 夜間照明の改良等安全確保のための施設整備

① 現状

北部市場では、夜間に入荷、転送、量販店向け搬出のための作業が行われていますが、照明器具の経年劣化等により十分な照度が得られていません。また、消費電力が大きい水銀灯の費用負担を避けるため、点灯していない場所も見受けられます。

② 整備方針

作業に必要な照度が確保できるよう照明器具を更新し、配置を見直すとともに、今後の施設整備に備えて消費電力を削減するため、点灯時間が概ね5時間以上の照明を中心に各箇所 conditions に適合するLED照明に切り替えます。

○ 省エネルギー設備の導入

① 現状

市場開設以来、基幹設備の抜本的改良がされていない中で、品質管理の高度化に向けて「低温保管施設」が増設されたため、使用電力量が増加してきています。

このため、平成20年度にはガスコージェネレーション設備(200kW)を導入し、夏の電力の消費を抑制するとともに、施設の改修時には、国が定めた「トップランナー基準」を満たす設備・機器に更新してエネルギー効率の向上を図ってきました。

しかし、大型設備の省エネ対策は図られてきていますが、末端部における蛍光灯の大部分が、消費電力の比較的大きい旧型の安定器を使用しており、未だに省エネ型の安定器(Hf型)が使用されていない状態です。

② 整備方針

今後予定される施設整備に必要な電力を賄うには、さらなる省エネ対策が必要なため、既存電灯と比べて未だ高額なLED照明の費用対効果を考慮して、旧型安定器の照明機器の更新に合わせて、市場内照明のLED化を図ります。

また、引き続き国が定めた「トップランナー基準」を満たす設備・機器に更新していくとともに、新たな省エネ設備の導入を検討していきます。

なお、冷凍空調機器の更新については、国が進めている代替冷媒への転換の動向を注視して整備していきます。

○ 場内運搬車両の電動化など低公害車の導入

① 現状

場内の電動のフォークリフト及びターレットは130台で、電動化率は34.6%となっており、充電設備は約180箇所と足りている状態ですが、卸売場等の低温化に伴い、場内運搬車両の電動化は今後も一層進むことが予想されます。

そのため、今後充電設備が足りず増設が必要となる場合には、低温保管施設などのさらなる増設に伴い電力が不足することも懸念されます。

図表3-8 場内のフォークリフト・ターレットの電動化率(平成27年度)

(単位:台)

区 分	ガソリン・ディーゼル等	電気	計	電動化率
フォークリフト	190	106	296	35.8%
ターレット	56	24	80	30.0%
合計	246	130	376	34.6%

(出典:「車両所有台数集計表(平成27年度)」)

② 整備方針

場内運搬車両の電動化又は低公害車の導入を推進するとともに、品質管理のさらなる高度化に向けて、場内運搬車両の電動化が進むことに対応するため、充電設備の増設及び必要電力の確保を図ります。

一方で、災害時の機能確保の観点が必要であることから、電動以外の低公害の場内運搬車両の導入を検討します。

○ 非常用電源等必要機能の確保

① 現状

現行の非常用発電設備は自動火災報知機、非常灯など保安設備の機能維持を目的として設置され、竣工(昭和54年6月)から34年以上経過し老朽化しています。

今後、南海トラフ巨大地震の発生が高い確率で予想される中で、卸売市場は災害時においても生鮮食料品の緊急集荷及び分荷機能を維持することが役割として求められています。

② 整備方針

非常用発電設備の更新にあたっては、「名古屋市地域防災計画」に位置づけられた卸売市場として災害時の役割や、災害時の事業者の業務継続の取り組みを見据えながら、災害時における保安設備の機能維持だけでなく、卸売市場の緊急集荷及び分荷機能を維持する視点も考慮して、必要となる能力や規模を検討します。

○ 災害用器材等の備蓄用倉庫の新設

① 現状

北部市場の管理棟は、隣接する名古屋市北区の災害時における避難所として地域防災計画上位置づけられているため、避難者のために必要な食料等を備蓄しています。

しかし、災害時において必要となる災害用器材等(救助資材・器材等(例:カッター、ウインチ))は備えられていません。また、災害用器材等の備蓄用倉庫は、「名古屋市地域防災計画」で定められた「生鮮食料品の緊急集荷及び分荷」という災害時の市場の役割を確実に実施する観点からも必要です。

② 整備方針

災害時の市場の役割を果たすための災害用器材等を収納する備蓄用倉庫を市場内に整備するとともに、業務継続性の確保などの非常時の体制を整備し、北部市場が消費者の食のライフラインとしての機能を維持できるよう取り組みます。

3-3 施設整備とともに取り組む内容（ソフト事業）

北部市場が、将来ビジョンに示した「食の安全・安心を支え、産地・消費者に選ばれたる中部圏の流通拠点」の実現を図るためには、施設整備だけでなく、施設整備を最大限に活かす取り組みや産地・小売業者等の期待に応える情報発信などについても、次のように取り組む必要があります。

(1) 施設整備を活かす取り組みと施設整備のために必要な取り組み内容

北部市場が、これからも中央卸売市場としての役割を果たしていくためには、施設整備を活かす取り組みと施設整備のために必要となる取り組みを実施していく必要があります。

以下の事項については、「3-2 整備に向けて手続を進める施設の整備内容」に掲げ、施設整備とともに検討及び実施していきます。

- ・搬入から搬出までの時間コストの「見える化」によるコスト低減
- ・配送車両の大きさや目的などを考慮した荷降しや積み込み場所などのルール化
- ・県内や近隣他県の卸売市場との連携強化
- ・青果棟1階北側屋根付き配送施設増設に伴う代替駐車場確保に必要な再配置の検討及び実施
- ・駐車場の利用方法の再検討（車両別駐車スペースの検討）
- ・HACCP導入準備のための体制整備

(2) 現在取り組みを進めている内容

以下の事項は、現在取り組みを進めている事項ですが、今後も市場内外のニーズに合わせて持続的かつ確実に進めていきます。

ア 入荷から出荷までのすべての工程での衛生管理の実施

市場を経由する生鮮食料品等の安全の確保・向上を目的に、市場内の関係者で構成される「北部市場安全・安心連絡会議」を開催するほか、市場内にある愛知県食品衛生研究所が、食品衛生法などに基づく監視指導や食品検査などを行って、市場における衛生管理の徹底を図っています。

イ 商品特性に応じた最適な温度での商品管理を実施

（冷凍、氷温、低温、常温などの最適温度下での移動・保管・加工）

生鮮食料品の品質管理向上に向けて、卸売業者自ら設置した低温卸売場はじめ、低温施設を活用して、適切な商品管理が行われており、整備による場内物流の効率化に合わせ、低温施設の増設が検討されています。

ウ 食育に関する情報発信や事業の実施

食育の推進などを目的に、毎年、一般消費者に市場を開放する「食の物語フェア」や「親子で市場探検隊」などを開催するほか、小学校や高校などに出かけ、青果や水産物に関する出前講座や料理教室などの事業を実施しています。

エ 売場等での禁煙の徹底など喫煙マナー厳守に向けた意識啓発事業の実施

市場内事業者自らにより分煙室を設置し、従前から売場等での禁煙の徹底に努めているほか、市場内の関係者により構成された各種会議において、禁煙徹底に向けた施策の検討や、喫煙マナー厳守の啓発事業を実施しています。

(3) 今後取り組む必要がある内容

「産地・消費者に選ばれる中部圏の流通拠点」の視点から物流量を確保するためには、北部市場として市場全体の活性化や産地・小売業者等・消費者の立場を考慮した新たな取り組みを行っていく必要があります。そこで、今後取り組む必要がある内容として、次のように検討し推進していきます。

ア 整備を進めるにあたっての市場全体の機能の充実・再配置の協議・検討

市場全体の活性化に向けた関連商品棟のあり方について検討するとともに、人の流れに配慮した機能の充実・再配置する視点から、関連商品棟を含めた既存施設の配置の見直しについて市場全体で調整を進めます。

イ 輸出に対応するための機能の検討

国の整備基本方針では、輸出に取り組む際には、産地、他の卸売市場、関係機関等との連携強化を図り、品揃え、数量、リードタイム、出荷期間等の取引先ニーズに対応できる集出荷体制の構築と、輸出先の法令で求められる衛生・品質管理に取り組むことについて示されています。

今後は、国の方針を踏まえ必要な機能の検討を行っていきます。

ウ 消費者への情報発信機能の強化

消費者に向けて、産地の旬の情報、食材価値のポイントやレシピの提案、北部市場の役割やセールスポイント等について積極的に情報発信をすることにより、商品需要を喚起するとともに市場への関心を深められる取り組みを行います。

エ 産地や小売業者等との連携による商品開発・企画提案等の強化

産地・小売業者等に対するコーディネート機能を発揮して、小売業者等を通じて捉えた消費者ニーズを活かしながら、産地・生産者と連携した商品開発、出荷や販売方法に関する企画提案を行います。

また、小売業者等のニーズ、産地の商品情報等の多様な情報について、その把握とフィードバックを的確に行うことなど、情報発信を強化する取り組みを行います。

オ 近隣産地等と連携した生産・集荷支援

生産・集荷に関する支援など産地を支え・育てる取り組みを行うことで、生鮮食料品の中核を担う卸売市場の存在価値を高めます。

カ 働きやすい職場環境づくり

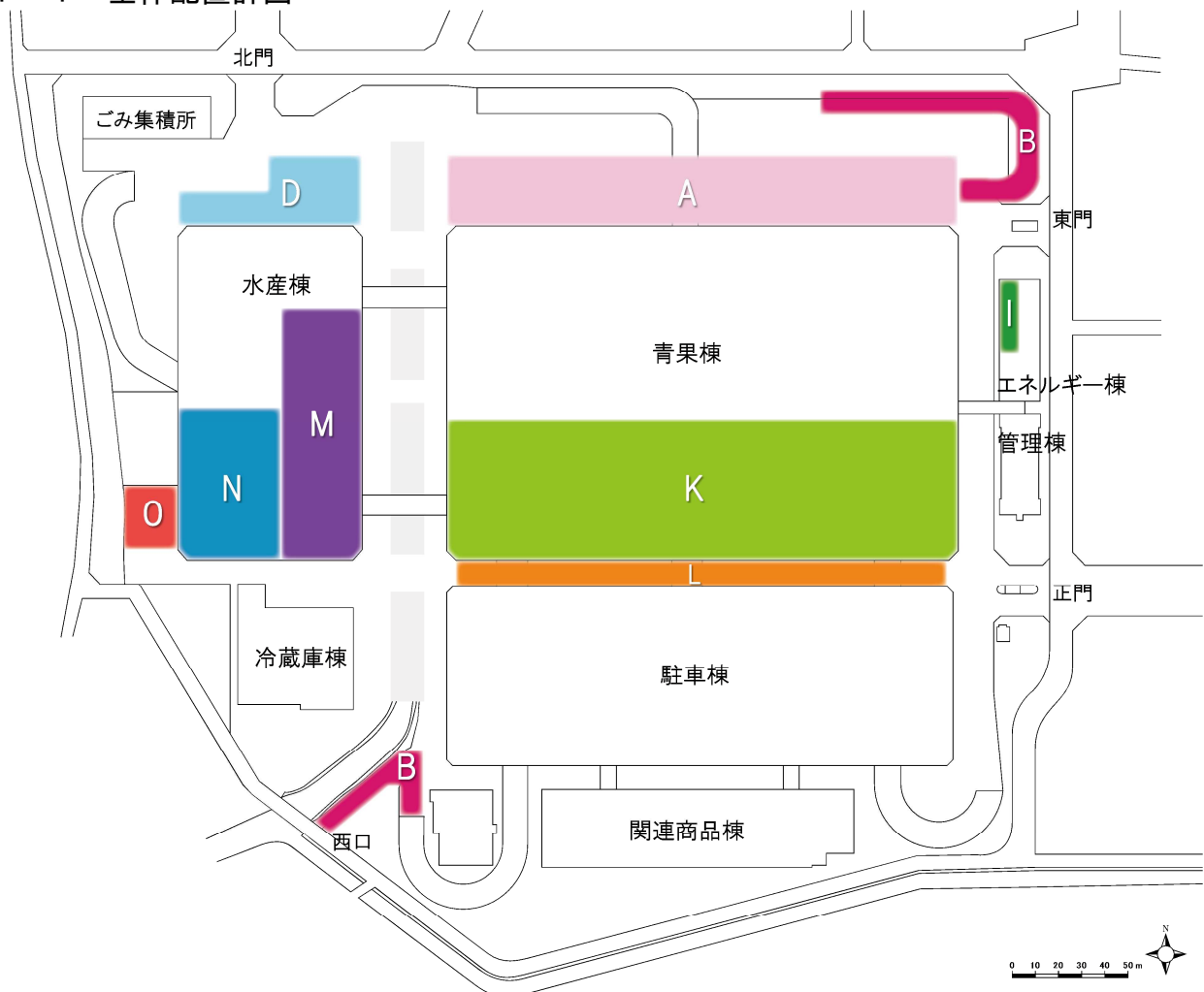
職場環境の整備・改善を通じ、働く場としての市場の魅力を高め、特に女性が活躍できる職場とすることで、市場全体の活性化を図ります。

キ 災害時における流通拠点としての機能維持

大規模災害時においても「食のライフライン」としての機能が維持できるように、災害発生時における業務継続性の確保や食料供給など非常時に備えた体制整備を進めます。

4 施設整備計画の概要

4-1 全体配置計画



区分	部門	整備内容
整備に向けて手続を進める施設	青果部	A 青果棟1階北側に屋根付き配送施設を増設等
		B 業務車両と通勤車両の動線分離に向けた新たなルート設定などのハード整備
		C 青果低温加工施設新設
	水産物部	D 水産棟1階北側の平面駐車場を有蓋化
		市場全体
	F 夜間照明の改良等安全確保のための施設整備	
	G 省エネルギー設備の導入	
	H 場内運搬車両の電動化など低公害車の導入	
	I 非常用電源等必要機能の確保	
	J 災害用器材等の備蓄用倉庫の新設	
整備に向けた調整を進める施設	青果部	K 青果仲卸売場低温化
		L 青果棟と駐車棟間の通路有蓋化
	水産物部	M 水産仲卸売場低温化
		N 塩干低温卸売場高機能化
		O 水産棟南西面積込所増設
P 水産低温配送施設新設		

注1 Cについては、青果棟・駐車棟エリアを中心とした検討・整備を示しています。

2 E、F、G、H、Jについては、場内全体に関わる整備を示しています。

3 Pについては、水産棟エリアを中心とした検討・整備を示しています。

4-2 概算施設整備費用及び整備スケジュール等

(1) 概算施設整備費用

将来ビジョンの達成に必要な機能を備えるための市場機能を強化する整備として、青果棟1階北側の屋根付き配送施設の増設、水産棟1階北側の平面駐車場の有蓋化等に要する費用として約100億円を想定するとともに、受変電設備、消火設備、給排水設備等の基幹設備改修をはじめとする市場機能を維持する整備に要する費用として約80億円を想定し、施設整備全体の概算費用で約180億円を想定しています。

(2) 整備スケジュール

整備にあたっては、市場全体の機能の再配置の協議を進め、「整備に向けて手続を進める施設」については、国の第10次中央卸売市場整備計画に登載するとともに、平成28年度以降に予算要求等の手続に着手できるよう取り組んでいきます。

「整備に向けた調整を進める施設」については、引き続き諸条件等の整理・調整を行い、国の次期整備計画への登載等の手続に着手できるよう取り組みを進めます。

整備項目	内容	年度														
		H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38	H39	H40	H41	H42
青果部																
整備に向けて手続を進める施設	青果棟1階北側に屋根付き配送施設を増設等	A	機能移転													
	業務車両と通勤車両の動線分離に向けた新たなルート設定などのハード整備	B	設計													
		工事														
	青果低温加工施設新設	C	注1													
水産物部																
整備に向けて手続を進める施設	水産棟1階北側の平面駐車場を有蓋化	D	設計													
		工事														
市場全体																
整備に向けて調整を進める施設	市場全体の衛生的なトイレへの改修	E	設計													
		工事														
	夜間照明の改良等安全確保のための施設整備	F	注2													
	省エネルギー設備の導入	G	注2													
	場内運搬車両の電動化など低公害車の導入	H	注2													
	非常用電源等必要機能の確保	I	注2													
災害用器材等の備蓄用倉庫の新設	J	注2														
青果部																
整備に向けた調整を進める施設	青果仲卸売場低温化	K	注3													
	青果棟と駐車棟間の通路有蓋化	L	注3													
水産物部																
整備に向けた調整を進める施設	水産仲卸売場低温化	M	注3													
	塩干低温卸売場高機能化	N	注3													
	水産棟南西面積込所増設	O	注3													
	水産低温配送施設新設	P	注3													
基幹設備長期改修計画			設計・工事(前期)													
			設計・工事(中期)													
			設計・工事(後期)													

注1 施設整備上の課題、検討状況を踏まえ整備する予定です。
 注2 この期間内で、設計・工事等約2年程度を想定しています。
 注3 この期間内で、法的制限や施設整備上の課題の検討状況を踏まえ整備する予定です。

(3) 整備基本計画の推進体制

外部環境の変化、北部市場に対する市場内外からの要望及び取扱数量減少の特徴的な要因等を踏まえた課題に対応するためには、整備基本計画を着実に推進する必要があります。

そのため、今後も市場内関係者と開設者は相互に連携・協力しながら、着実な推進に必要な情報共有と取り組みを行い、整備手法の検討など整備を具体化していきます。また、卸売市場を取り巻く情勢変化に的確に対応する観点から、整備基本計画の進捗状況について定期的にレビューを行い、必要に応じて見直し等を行うことで時代のニーズにあった整備の実現を図ります。

4-3 鳥瞰パース図



(参考資料) 各種会議の構成員名簿及び検討の経過

(1) 各種会議構成員名簿

北部市場整備推進検討懇談会

区 分		団体名	氏 名
学識経験者【座長】		名古屋大学	荒山 裕行
学識経験者		東京聖栄大学	藤島 廣二
学識経験者		愛知工業大学	中井 孝幸
産地		J Aあいち経済連	田中 徹
小売		日本チェーンストア協会中部支部	河上 剛
市場内事業者	青果部卸売業者	名果株式会社	小坂 芳則
	青果部卸売業者	株式会社丸市青果	石原 美紀
	水産物部卸売業者	名北魚市場株式会社	脇田 武司
	青果部仲卸組合	名古屋北部市場青果卸売協同組合	小川 満保
	青果部仲卸組合	名古屋北部青果第一仲卸協同組合	西脇 正導
	水産物部仲卸組合	名古屋市北部水産卸協同組合	野田 宜宏
	青果部売買参加者団体	名古屋北部市場買参者協会	須田 勇
	関連事業者組合	名古屋市北部市場関連事業者協同組合	加納 悦二
ザ ー バ ー オ ブ	愛知県	愛知県食品衛生検査所	遠藤 潔
	名古屋市	名古屋市住宅都市局営繕部企画保全課	山口 啓一

北部市場整備推進部会

区 分		団体名	氏 名
市場内事業者	青果部卸売業者	名果株式会社	小坂 芳則
	青果部卸売業者	株式会社丸市青果	石原 美紀
	水産物部卸売業者	名北魚市場株式会社	脇田 武司
	青果部仲卸組合	名古屋北部市場青果卸売協同組合	小川 満保
	青果部仲卸組合	名古屋北部青果第一仲卸協同組合	西脇 正導
	水産物部仲卸組合	名古屋市北部水産卸協同組合	野田 宜宏
	青果部売買参加者団体	名古屋北部市場買参者協会	須田 勇
	関連事業者組合	名古屋市北部市場関連事業者協同組合	加納 悦二
名古屋市	名古屋市中央卸売市場北部市場	今井 秀実	
		大竹 幸司	
		仲井 弘志	
		橋本 信之	
	名古屋市市民経済局市民生活部	茂谷 誠	

(2) 検討の経過

① 北部市場整備推進検討懇談会

開催日	会議名	議 題
平成 27 年 8 月 3 日	第 5 回懇談会	1. 北部市場の整備基本方針に基づく整備内容等について (1) 北部市場の整備基本方針に基づく整備内容及び 取り組み事項の区分 (ハード) (2) 整備基本計画掲載事項 (素案) の概要 (3) 関連商品棟の状況及び課題について 2. 青果棟・水産棟の整備に伴う物流の効率化について 3. 整備基本方針に基づく取組について (ソフト) 4. その他
平成 27 年 9 月 7 日	第 6 回懇談会	1. 北部市場整備基本計画の構成素案について 2. 北部市場の整備基本方針に基づく整備内容について (1) 北部市場の主な施設整備及び荷の流れイメージ (2) 北部市場の整備基本方針に基づく整備内容及び 取り組み事項の区分 (ハード) 3. その他
平成 27 年 11 月 4 日	第 7 回懇談会	1. 北部市場整備基本計画の中間報告 (案) 等について (1) 「北部市場整備基本計画」中間報告 (案) (2) 北部市場の整備基本方針に基づく整備内容及び 取り組み事項の区分 2. 建物構造体耐久力調査等について (1) 建物構造体耐久力調査 (結果報告) (2) 基幹設備長期改修計画 (中間報告) (3) 水産棟北側平面駐車場有蓋化図 (平面図) 3. 北部市場の整備にあたっての課題と考え方について 4. その他
平成 28 年 2 月 4 日	第 8 回懇談会	1. 北部市場整備基本計画 (素案) について (1) 北部市場の整備に向けての施設整備規模について (2) 施設整備全体計画及び整備スケジュールについて 2. その他

② 北部市場整備推進部会

開催日	会議名	議 題
平成 27 年 5 月 1 日	第 8 回推進部会	1. 北部市場整備基本計画の策定について 2. 重点的かつ早急に整備を進める施設の課題について 3. 整備基本方針に基づく取組について (ソフト) 4. その他
平成 27 年 6 月 29 日	第 9 回推進部会	1. 青果棟増築及び水産棟北側平面駐車場有蓋化について (1) 各業界からの意見の把握 (2) 青果棟・水産棟の整備に伴う物流の効率化について 2. 整備基本方針に基づく取組事項について 3. 整備推進検討懇談会の開催 (予定) について 4. その他
平成 27 年 7 月 27 日	第 10 回推進部会	1. 北部市場の整備基本方針に基づく整備内容等について (1) 第 9 回北部市場整備推進部会で出された主な意見 (2) 北部市場の整備基本方針に基づく整備内容及び 取り組み事項の区分 (ハード) (3) 整備基本計画掲載事項 (素案) の概要 (4) 関連商品棟の状況及び課題について 2. 青果棟・水産棟の整備に伴う物流の効率化について 3. 整備基本方針に基づく取組について (ソフト) 4. その他

開催日	会議名	議 題
平成 27 年 8 月 28 日	第 11 回推進部会	1. 北部市場の整備基本方針に基づく整備内容について (1) 北部市場の主な施設整備及び荷の流れイメージ (2) 北部市場の整備基本方針に基づく整備内容及び 取り組み事項の区分 (ハード) 2. 北部市場駐車場利用実態調査の中間報告について 3. その他
平成 27 年 10 月 30 日	第 12 回推進部会	1. 北部市場整備基本計画の中間報告 (案) について (1) 「北部市場整備基本計画」 中間報告 (案) (2) 北部市場の整備基本方針に基づく整備内容及び 取り組み事項の区分 2. 建物構造体耐久力調査等について (1) 建物構造体耐久力調査 (結果報告) (2) 基幹設備改修計画 (中間報告) (3) 水産棟北側平面駐車場有蓋化図 (平面図) 3. 北部市場の整備にあたっての課題と考え方について 4. その他
平成 28 年 1 月 18 日	第 13 回推進部会	1. 北部市場の取扱数量・取扱金額の目標設定案の検討 について 2. 国の第 10 次中央卸売市場整備計画の登載予定事業 及び北部市場整備基本計画の記載 (案) について 3. 北部市場の整備にあたっての課題と考え方について 4. その他
平成 28 年 1 月 28 日	第 14 回推進部会	1. 北部市場整備基本計画 (素案) について (1) 北部市場整備基本計画 (素案) の構成の変更について (2) 施設整備計画の概要について 2. その他

③ その他の会議

開催日	会議名	議 題
平成 27 年 10 月 22 日	青果卸売業者・ 仲卸業者・名北サ ポート協議会	1. 整備における物流の効率化について (1) 青果棟増築後の物流の動線図 (2) 利用・管理・運営主体の整理 2. その他
平成 27 年 12 月 3 日	水産卸売業者・ 仲卸業者協議会	1. 水産棟北側積込所 (駐車場) 有蓋化整備について 2. 水産棟仲卸売場通路低温化について 3. 水産棟の整備事項について 4. その他
平成 28 年 1 月 12 日	青果卸売業者・ 仲卸業者協議会	1. 整備における物流の効率化について 2. 青果関係の第 10 次中央卸売市場整備計画の登載 予定事業について 3. 青果関係の取扱数量・取扱金額の目標設定案の検討 について 4. その他

注 会議の出席者は、卸売業者、仲卸業者等市場内事業者で構成

名古屋市中央卸売市場北部市場整備基本計画
平成28年3月

発行 名古屋市中央卸売市場北部市場
〒480-0202 愛知県西春日井郡豊山町大字豊場字八反 107 番地
電話番号 (052)903-2111 FAX (052)903-2108

この冊子は、古紙パルプを含む再生紙を使用しています。